

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 6 年10月18日

(令和 5 年度決算)

(知事公室・企画振興部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和6年10月18日（金曜日）

午前9時59分開議
午前10時29分休憩
午前10時34分開議
午前11時39分休憩
午後1時0分開議
午後2時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第43号 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 内 野 幸 喜
副委員長 橋 口 海 平
委員 松 田 三 郎
委員 池 田 和 貴
委員 楠 本 千 秋
委員 岩 本 浩 治
委員 岩 田 智 子
委員 末 松 直 洋
委員 竹 崎 和 虎
委員 西 村 尚 武
委員 本 田 雄 三
委員 亀 田 英 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内 田 清 之
政策審議監 津 川 知 博

危機管理監 橋 本 誠 也
国際・くまモン局長 川 寄 典 靖
政策調整監 神 西 良 三
首席審議員兼秘書課長 福 原 彰 宏
広報課長 清 水 英 伸
国際課長 櫛 本 麻 理
くまモン課長 鳥 井 薫 順
危機管理防災課長 井 上 雄 一 朗

企画振興部

部 長 富 永 隼 行
理 事
兼デジタル戦略局長 阪 本 清 貴
理 事
兼球磨川流域復興局長 府 高 隆
政策審議監 沖 圭 一 郎
地域振興・

世界遺産推進局長

兼阿蘇草原再生・

世界遺産推進課長 浦 田 美 紀
交通政策・統計局長 森 山 哲 也
土木技術審議監 仲 田 裕 一 郎
企画課長 受 島 章 太 郎
地域振興課長 若 杉 久 生
首席審議員兼
交通政策課長 坂 本 弘 道
統計調査課長 東 敬 二
デジタル戦略推進課長 牧 野 記 大
システム改革課長 黒 瀬 琢 也
政策監 中 川 太 介

健康福祉部

部 長 下 山 薫
政策審議監 欽 本 亮 太
医 監 池 田 洋 一 郎
長寿社会局長 篠 田 誠
子ども・障がい福祉局長 永 野 茂
健康局長 椎 葉 泰 三
健康福祉政策課長 入 田 秀 喜
健康危機管理課長 弓 掛 邦 彦

高齢者支援課長 久保田 健 二
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 永 野 千 佳
 社会福祉課長 富 安 智 詞
 首席審議員
 兼子ども未来課長 竹 中 良
 子ども家庭福祉課長 中 村 寿 克
 障がい者支援課長 高三渚 晋
 医療政策課長 笠 新
 国保・高齢者医療課長 浦 田 武 史
 健康づくり推進課長 小 夏 香
 薬務衛生課長 境 啓 満

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司
 会計課長 川 上 竜 也

監査委員・同事務局職員出席者

局 長 小 原 正 巳
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 石 井 利 幸

事務局職員出席者

議事課課長補佐 楨 原 俊 郎
 議事課主幹 松 永 築
 議事課主幹 荒 木 洋

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に知事公室及び企画振興部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

これより知事公室の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、知事公室長から総括説明を行

い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、内田知事公室長。

○内田知事公室長 おはようございます。知事公室でございます。

知事公室の決算概要説明に先立ちまして、まず、今回の県の組織改編につきまして御説明を申し上げます。

今回の組織改編におきましては、知事公室内に国際・くまモン局及び国際課を新設し、観光戦略部が所管しておりました国際関係関連業務について、新たに担当することとなっております。

知事公室に関する組織改編につきましては以上でございます。

続きまして、知事公室の令和5年度決算概要について、お手元の決算特別委員会説明資料知事公室に記載しております資料により御説明申し上げます。

1ページ目をお願い申し上げます。

令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

知事公室の決算は、一般会計でございます。

歳入の決算状況でございますが、収入済額は10億8,614万円余、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、支出済額は30億9,319万円、不用額が1億364万円余、繰越しはございません。

詳細につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○神西政策調整監 知事公室付でございます。

まず、本年度の監査状況につきましては、知事公室の各所属において指摘事項はございません。

続きまして、説明資料により決算状況について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、知事公室付では該当はございません。

歳出について御説明いたします。

上段の企画総務費については、職員給与費でございます。

下段の計画調査費については、知事からの特命事項や年度途中で発生した重要事項への対応等を行うための重要政策調整事業等でございます。

不用額479万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

知事公室付は以上です。

○福原秘書課長 秘書課でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

4ページをお願いいたします。

歳出については、予算現額2億5,996万円に対し、支出済額2億5,322万円となっております。

歳出の内訳は、職員給与費のほか、熊本地震追悼式、令和2年7月豪雨追悼式の開催等に要した経費でございます。

不用額673万円余は、入札残及び経費節減等による執行残でございます。

秘書課は以上でございます。

○清水広報課長 広報課でございます。

5ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

1段目の国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,230万円余を受け入れております。

2段目の諸収入の収入済額は、広報紙等に

広告を掲載する際の広告料等でございます。

6ページをお願いします。

歳出につきましては、予算現額3億9,964万円余に対し、支出済額3億7,888万円余となっております。

歳出の内訳としましては、職員給与費などの一般管理費、県広報紙の発行やテレビ、ラジオ、新聞での広報事業などに要する広報費でございます。

なお、不用額は2,076万円余で、入札及び経費節減等による執行残でございます。

広報課は以上でございます。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

上から5段目の防災情報通信設備整備費補助は、県設置震度計の機器更新工事に係る国庫補助金でございます。

予算現額と収入済額との差4,660万円は、予算計上の段階では概算額で計上しており、実際の工事費に合わせて補助金が交付され、増額となったものでございます。

11ページをお願いいたします。

3段目の防災行政無線負担金及び4段目の防災情報ネットワーク負担金は、それぞれの管理運営に係る市町村等からの負担金でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、2段目の一般管理費は、備考欄に記載のとおり、職員給与費や当課及び広域本部職員等の災害待機に係る時間外手当等でございます。

下段の防災総務費は、職員給与費をはじめ、防災対策費や防災情報通信基盤整備事業及び防災センター整備事業等に要した経費でございます。

なお、不用額の6,048万円余は、入札残及

び経費削減によるものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○楢本国際課長 国際課でございます。

このたびの組織改編によりまして、国際分野が知事公室に移管されましたので、今日は、観光文化部の観光国際政策課の資料を使いまして説明させていただきます。

お手元の観光文化部決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出につきまして、主な事業を説明させていただきます。

6ページ下段、太字の諸費について、2,575万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしましては、姉妹友好交流事業、海外企業進出を踏まえた国際交流・多文化共生推進事業について、新型コロナウイルスの影響によりまして、渡航の回復が遅れ、予定していた事業ができなくなったことによる執行残でございます。

下段の商業費につきましては、駐在員宿舎の経費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

国際課については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○鳥井くまモン課長 くまモン課でございます。

知事公室説明資料にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

収入のうち、上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、2,317万円余を受け入れております。

これは、くまモンランドDX実証事業及び

くまモンスクエア管理運営事業のコロナ関係分に対する国庫補助金として計上したものでございます。

続きまして、歳出に関する調べ、資料の9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、上段の総務費が、予算現額5,191万円余に対して、支出済額が5,113万円余となっております。

内訳は、備考欄に記載しておりますくまモンのイラスト利用許可に要する経費及びくまモンを活用したPR事業でございます。

不用額78万円余は、執行残でございます。

次に、下段の商工費は、予算現額の5億5,198万円余に対し、支出済額5億4,346万円余となっております。

内訳は、備考欄の上から3番目に記載しておりますくまモン隊の管理運営に要する経費及び6番目に記載しておりますくまモンランド化構想に要する経費などでございます。

不用額851万円余につきましては、経費節減及び執行残でございます。

くまモン課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑ありませんか。

○池田和貴委員 それでは、7ページ、くまモン課にちょっとお尋ねをしたいんですが、くまモンの海外での利用については、いわゆる利用料とかを取って受け入れて、それをまたさらに活用していくという説明があったと思うんですが、今回のこの歳入で見ますと、その金額は、ここで見ると、上から3段目の財産貸付収入7万9,000円のがゼロになっているんですが、要は、海外でした分でのくまモンのやつは収入がなかったという、そんな

ふうに考えていいんですか。

○鳥井くまモン課長 その認識で結構でございます。令和5年度につきましては、収入はございませんでした。

ちなみに、これまで、いわゆるイラストの貸付けによる県への収入というのは、令和5年度まであっておりませんで、収入は、イラストの利用料については上がっておりますけれども、まずは、海外での不正利用対策に充当するというので、海外にこのくまモンのイラスト利用、貸し付けておりますけれども、その会社が不正利用に充てておりまして、それがずっと当初、すごく不正利用が多くございまして、累積赤字が、その部分があっておりまして埋めております。ようやく今年度からそれが黒字に転換しまして、数十万円の収入が上がっているというところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 不正利用の累積赤字を消すためということですが、ということは収入はあっているわけですね。不正利用を埋めた金額というのは幾らぐらいになるんですか。

○鳥井くまモン課長 そこは、当該貸し付けている会社の中での話ですので、ちょっと明らかにできませんけれども、数億円程度かかっているということでございます。

○池田和貴委員 分かりました。

では、かなりやはり海外でのくまモンのその活用が進んでいるというのがその金額で分かるような気がしますよね。ちょっとその実際のビジネスの規模が、こういうキャラクタービジネスがどれぐらいなのかというのはちょっと私も知識がないのであれなんですけれども、数億円ぐらいの収入はあったんですけどもということでもいいわけですね、これま

で。

○鳥井くまモン課長 ライセンス使用料については、ちょっと公にできませんけれども、ざっくりその認識でよろしいかと思います。

ただ、やっぱり不正利用が、当初我々確認できただけでも500件ぐらいありまして、それを一件一件対応していくというのにかなり費用を要しておりまして、県への収入までには至っていなかったというのが昨年度までの現状でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

引き続きもう一回。危機管理防災課にちょっとお尋ねをしたいと思います。

10ページ、下から2段目のデジタル田園都市国家構想推進交付金で、備考欄に防災DX推進事業ということで、防災ドローン活用推進に係る補助金ってことになっているんですけども、これは歳入に関することなんですが、ちょっと支出と絡むかもしれないんですけども、いろいろDX自体は、各部でもいろいろ進められていると思うんですけども、この危機管理防災課と、例えば土木でもやっているし農林水産でもやっているし、そのほかでも多分ドローンの活用とかDXやっていると思うんですけども、これは、この歳入を県の中ではどのように責任というか分担してやっているのか、ここで歳入を受入れると、これをどういうふうに活用されようと危機管理防災課でされているのか、ちょっとそこを教えていただいていいでしょうか。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

ドローン自体は、県で防災用のドローンということでは所有しているわけではございませんで、消防本部にドローン自体は配備をされております。そこにドローンの映像をリアルタイムに転送できるように可搬型の映像の

伝送機、これはドローンの操縦機のほうにつけるものでございますけれども、これを県のほうで購入をいたしまして、消防本部のほうに貸し付けているという状態でございます。その経費に対する国庫補助があっているというところでございます。

○池田和貴委員 分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 6ページの広報グループの歳出なんですけれども、「県からのたより」というやつは、広報紙の発行事業ですよ。私は熊本市に住んでますけれども、私の家にも配られるので、全県に配られていると思うんですけれども、全世帯に。大体何部印刷をしていて、その配送料とか、配る料金とかはどのぐらいなのか、ちょっと明細というか、詳しいところを教えていただきたいのと、この件に関して、やっぱり全世帯に配られているわけなので、それに対して県民から、こうしてほしいとか、ここはどうだとか、そういう御意見とかは来ているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいです。

○清水広報課長 「県からのたより」についてですけれども、現在51万部発行しております。熊本県全体の世帯数73万に対して51万部といいますのが、これまでは新聞の中に折り込みという形で対応させていただいていたのが、新聞購読の数が減少してきておりまして、熊本市に関しましては、「すばいす」の中に折り込みをすることで対応いたしております。

その他の地域につきましては、様々な新聞紙の中に折り込むことで対応しております

て、現在、51万部を県内に配備をしておるところなんですけれども、大体県内の戸別配布の割合としては6割程度にとどまっております。自宅に届かない方に対しては、様々な公共施設でありましたり、図書館だったり、いろんな郵便局とか、様々な3,000か所ぐらい配備をしております。そちらのほうで確認をいただくというようなことを行っております。

また、県庁のホームページのほうにも掲載をしております。また、スマートフォンからも確認ができるような対応もしております。県民皆様が御覧になれるように一応努力をしているところでございます。

配送費に関しましては、この「県からのたより」全体として大体3,000万ぐらい経費を要しております。そのうちの3割ぐらいが配送費にかかっております。

広報課からは以上です。

○岩田智子委員 県民からの御意見みたいなのはないですか。

○清水広報課長 大変失礼いたしました。

県民からの御意見につきましては、毎回テーマを、県政の重要課題ということで、県民の皆様が関心が高いものをテーマとして「県からのたより」を作成しているところなんですけれども、毎回5,000件ぐらい御意見ございまして、比較的好評を得ているというふうに感じております。非常に分かりやすい、字も大きく、いろんなイラストなども使って作成しておりますので、比較的好評な御意見をいただいております。

以上です。

○岩田智子委員 そうなんです。5,000件ぐらいの御意見があって、おおむね好評だということで、一応このぐらいのA3、2枚です。すごく大きくて、掲示なんかしてあ

るお店なんかもありますもんね。とても県のお便りとしてはインパクトがあって、やっぱり楽しみにして待っていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、やっぱり今言われたように、テーマを決めて、何か県民の方々が、ああ、県ってこんなことをしているんだなと言って安心できるような内容をしっかりこれからも充実させていただきたいなと思っています。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松田三郎委員 資料で言いますと2ページです。

知事公室付、数字に関して、どうのこうのはございませんが、その執行体制等々をちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど、神西政策調整監から、この備考の重要政策調整事業が書いてありまして、1,100万円。これは、大分前に、総合政策局とか総合調整局か、かつて今の環境省の事務次官になられた鍮水さんが、初代か2代目かぐらいですね、局長なさったと。その当時、知事の直轄の何か政策、事業等を展開するために、あるいは調整機能を発揮して、いろいろ政策を進めていくというのが大きな柱の一つだったと思います。

それで、大体この政策調整監という名称が、県庁で多分唯一、なかなか分かりにくいところもあるかと思いますし、我々、頂いております資料の主な施策の成果、この4ページに、一部だと思いますが、こども図書館とか、新聞紙面、広報事業、一部書いてあります。

多分、その当時の、さっき言いました総合政策局とかの、これは、事務分掌を見れば分かることかもしれませんが、まず1点目は、そういうような色彩が残ってて、先ほど御説

明もあったように、特に、年度途中とか、知事の政策を実現するために調整をするということでございますので、例えば、今回の機構改革等で大きく――選挙のときにお約束になった政策を推進するために、食のみやこ推進局ですか、ああいう機構を大きく変えて、そこで推進させるというケースももちろんあるでしょうし、御説明ありましたように、そうではなくて、年度途中でそういう必要性が出てきたというときに庁内の調整をなさるといような事務もあるということですかね。

これは、例えば、庁外も、このこども図書館とかは。大体私はこういう仕事をしておりますというのを大前提として、ちょっとお伺いできれば。

○神西政策調整監 知事公室付でございます。

総合政策局の流れから、知事公室というのが平成22年にできました。蒲島知事のちょうど1期目、スタート直後くらいから進めておりますが、やはりその際、県政の重要課題、各部局またがっているような事業が結構ございます。そういうのはやはり全庁一丸となつて、スピード感を持って取り組んでいくというのが非常に重要ということで知事公室ができて、その中に我々知事公室付ということで、職員がこのときは7名ございますけれども、執行体制としてはしております。

この重要政策調整事業もそうなんです、まず、知事からの特命事項、それから年度途中に発生したような事業については、やはりなかなか各部局も予算を取ってないと。ただ、やはりスピード感を持って全庁一丸になつてやらないといけないかというところもございますので、そういった部分に使っていく予算ということで、ここは使いました。

こども図書館につきましては、やはり教育庁ですとか、敷地については土木部、それから、我々も入りまして、蒲島前知事の任期中

にはそこを立ち上げないといけないというスピード感を持ってやっていくというところで、そういった建設するところですか、寄附金を集めていかないといけないとか、外部に対してはそういうところも調整していきながら、この予算につきましては、安藤忠雄さんをお招きしての講演会を開催して、県民参加型の図書館というのを進めていく機運醸成というところもちょっと担いながら、外部とも庁内とも連携しながら、しっかりと取り組んでいくというところを進めているところでございます。

知事公室は以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

ふだん、地味とは言いませんけれども、日の当たらないポストでしょうから、あえて決算のときに、これだけ活躍しているんだらうというアピールをしていただこうかなという思いもありました。

ですから、逆に言いますと、今の説明では、例えば、私、心配したのは、いろいろな部局にまたがるときに、その部、あるいは課は、うちの予算が減らされる、そっち持っていかれるのは嫌だということで、協力的でない場面もあるのかなと心配しましたけれども、一応、待ち受けとは言いませんが、知事公室付で持つといて、横断的にやらなければならないところの一部は、じゃあ、うちの予算使うからという理解でいいんだらうと思います、今の話では。

裏を返せば、じゃあ、補正は別として、当初予算というのの知事公室付のこの重要政策調整事業です。これの要求とか、どういう案、金額にするかというのは毎年毎年結構苦労なさるということですか。

○神西政策調整監 知事公室付でございます。

予算額につきましては、こちらはもう

1,600万でずっときているというところでございます。なかなか、実際、各部のほうでやっていただくというのが本来のところもございますので、特にスピード感を持ってやらないといけない部分は、うちが先行して、実際、こども図書館造るときも、土地のですね、ここは実際建てられるかどうかとかいう調査は、やっぱりすぐしないと、なかなか任期中にできるとか、そういうのが急がないといけない部分ございましたので、そこは担いませけれども、実際の建物は安藤さんから来たんですけれども、周りの改修工事は土木部がやるとか、そういう役割分担はすぐ決めて、そういう部分で補正予算で対応するとか、そういう形でやっておりますので、額的には、もうこの待ち受け的に1,600万でずっといっているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 分かりました。

簡単に言うと、今おっしゃったように、最初にやっぱり必要な部分はこの事業でやるけれども、その後、各部各課の役割分担が決まったら、特に複数年度にまたがるのは、もうそっちの予算でやってくださいというような感じですよ。

そういう意味では、1,600万って決まっているということです。決算だから一つずつ厳しく言うつもりはございませんが、どうしてもその年があんまりなかったとかいうと、ここに不用額を生じた理由の、ただの経費節減とか執行残だけではなくて、大体必要なのがもうそれぐらいだったという年度もあるという理解でいいんですかね、例えば不用額が出てきた場合に。

○神西政策調整監 委員おっしゃるとおりな部分もございます。結構年度ぎりぎりぐらいまでやはりしないといけないとかもちょっとあるもので、結果的に少し残しておくという

か、そういう部分は、ちょっと必要な部分がございますので、若干不用額が結果的にちょっと出てしまうと。相談ベースで各部から来ましても、各部の予算で結果的にありましたみたいな話もございますので、そこはちょっと少し不用といいますか、余裕を持ちながら実際対応しているようなところはございます。

以上です。

○松田三郎委員 引き続き頑張ってください。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○楠本千秋委員 知事公室関係には5つの課があります。全部見ると、危機管理防災のみに時間外手当が組んであるんですけども、ほかの、その残りの4課というのは、そういうのはないのでしょうか。

○神西政策審議監 知事公室でございます。

基本的に、時間外も含めまして人事経費につきましては、総務部、人事課のほうで組んでおりまして、これにつきましては、ちょっと後から調べて、すみません、御回答させていただきます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで知事公室の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、10時35分まで休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時34分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより企画振興部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○富永企画振興部長 おはようございます。

令和5年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係の2点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報告第4の1、共通事項「未収金対策については、様々な事情があるが、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」という御指摘でございます。

企画振興部の未収金につきましては、地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付決定一部取消しに伴う返還金がございます。

未収金につきましては、未収金対策強化に向けた令和5年度の取組方針等に基づき、債務者に対する督促を行ってまいりましたが、債務者の資力不足等により返還に至らないことから、強制執行による回収を図るため、債務名義取得に向けた法的手続を開始したところでございます。引き続き、適正な未収金回収に努めてまいります。

次に、2点目は、決算特別委員会委員長報告第4の4「地域振興を目的として実施している地域づくりチャレンジ推進事業、移住定住促進事業等については、非常に効果的で、地元での期待も大きいので、今後も地域のニーズに応えられるよう、一層事業の推進に努めること。」という御指摘でございます。

まず、地域づくりチャレンジ推進事業につ

きましては、令和5年度に、コロナ禍により停滞した地域の活性化を図る取組を含め、地域団体や市町村等による自主的な地域づくりの取組への支援を行ってきました。

さらに、今年度におきましても、当初予算ベースで事業費を昨年度より増額し、支援を行っているところです。

今後とも、地域未来創造会議等により各市町村との連携を強化し、個性ある地域振興を推進してまいります。

また、移住定住促進事業につきましては、令和3年4月に移住定住推進本部を設置し、全庁挙げた移住、定住の推進に取り組んできました。

今般、新型コロナの収束に伴う人口動態の変化を踏まえ、移住定住推進本部の構成員に各広域本部長を追加し、さらなる庁内連携強化を図るとともに、これまで重点的に取り組んできた転入者の増加促進の取組に加え、Uターン者の増加促進、県内定住促進や、必ずしも居住にこだわらない関係人口の拡大、深化にも積極的に取り組み、さらなる地域活性化を図ってまいります。

今後も引き続き、地域のニーズに応えられるよう、事業の推進に努めてまいります。

続きまして、企画振興部の令和5年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの令和5年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額59億3,000万円余に対しまして、収入済額は47億7,000万円余、収入未済額は85万7,000円、不納欠損額はございません。

なお、予算現額と収入済額との比較11億5,000万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金等の減及び基金を充当する事業の所要額の減でございます。

また、歳出につきましては、予算額165億8,000万円余に対しまして、支出済額は140億

7,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は13億6,000万円余で、被災住宅移転促進宅地整備受託事業等の年度内の事業完了が困難となり、翌年度に繰り越しているものでございます。

また、不用額は11億4,000万円余で、主な内容は、実績額が見込額を下回ったことや経費節減、入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、今般の組織改正に伴い、これまで文化企画・世界遺産推進課が所管していた文化振興に関する業務は、観光文化部へ移管となりました。これらについて、令和5年度決算に属する本日の資料は、当部において作成しましたが、内容の説明は、観光文化部において行いますので、よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○受島企画課長 企画課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、企画振興部では指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料により説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主な収入について御説明をいたします。

まず、1段目の使用料及び手数料の東京事務所使用料は、銀座熊本館内に入居します一般社団法人熊本県物産振興協会からの使用料収入でございます。

3段目の国庫支出金の地方創生推進交付金は、地方創生の実現に向け、総合戦略に基づき実施するSDGs登録制度の推進などに活

用する交付金でございます。

4段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、東京事務所のスマートオフィス整備に活用する交付金でございます。事業費の減に伴う国庫補助金の減により、300万円余の減額となっております。

3ページをお願いいたします。

2段目の世界チャレンジ支援寄附金は、若手芸術家や学生などの留学を支援するための世界チャレンジ基金に対する民間企業様などからの寄附金でございます。

3段目のまち・ひと・しごと創生寄附金は、本県の地方創生の取組に対しまして、企業版ふるさと納税として県外の企業から頂いた寄附金でございます。寄附金が見込みより多かったことにより、5,800万円余の増額となっております。

歳出について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

3段目の一般管理費につきましては、企画振興部の時間外勤務手当の特別配当分で、不用額はございません。

最下段の諸費は、東京事務所の職員給与費及び管理運営費で、不用額1,100万円余は、人件費、東京事務所の活動経費及び維持管理費、宿舍借り上げ料の執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の企画総務費は、企画課の職員給与費で、不用額200万円余はその執行残でございます。

最下段の計画調査費は、政策推進事業などに要する経費で、不用額の1,500万円余の主なものは、政策推進事業の経費節減に伴う執行残、SDGs推進事業の経費節減に伴う執行残、企業版ふるさと納税マッチング促進事業の寄附額が見込みより少なかったことによって委託料が減少したことに伴う執行残でございます。

企画課からは以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

歳入につきまして不納欠損はございませんが、7ページの最下段に記載のとおり、85万7,000円の収入未済がございます。これにつきましては、最後に御説明をさせていただきます。

主な収入から御説明いたしますので、6ページにお戻りください。

まず、使用料及び手数料で、3段目、不動産鑑定業者登録手数料は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の更新登録等に係る手数料でございます。

4段目以降は、国庫支出金です。

下から2段目の離島活性化交付金は、離島の地域活性化等を図るための交付金で、御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

最下段の地方創生推進交付金は、地方版総合戦略の取組を着実に推進していくための交付金で、移住定住促進事業や阿蘇草原再生事業等を実施しております。一部、令和4年度からの繰越しが含まれております。

7ページをお願いいたします。

1段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じて地方創生を図る交付金で、地域づくりチャレンジ推進事業等を実施しております。

2段目の特定地域振興対策事業費補助は、環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金で、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等を実施しております。一部、令和4年度からの繰越しが含まれております。

3段目の繰越金は、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等、令和4年度から5年度に繰り越した事業費の一般財源分でございます。

4段目以降は、諸収入でございます。

下から2段目の被災住宅移転促進宅地整備事業受託事業収入は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施しております被災地域の住民等の移転先となる渡地区における宅地整備等に係る受託事業収入でございます。

最下段の雑入は、一般財団法人自治総合センターからの事務費交付金などでございます。

地域づくり夢チャレンジ推進補助金に係る返還金が収入未済となっておりますので、後ほど附属資料にて御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2段目の企画総務費は、地域振興課職員21名分の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次の計画調査費は、移住定住促進事業、地域づくりチャレンジ推進事業補助金をはじめ、備考欄9ページから10ページの事業の概要に記載しております事業等に係る経費でございます。

8ページにお戻りいただきまして、不用額1億8,300万円余につきましては、備考欄、不用額を生じた理由に記載のとおり、事業の計画変更等に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額6億3,600万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。

附属資料の明許繰越でございます。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う渚造成事業等について、建設資材の入手困難等により繰り越したものでございます。

2段目の阿蘇草原再生事業費は、野焼きの再開と後継者育成を行うもの、3段目の阿蘇草原維持システム構築推進事業費は、野焼きの延焼防止のための恒久防火帯を整備するも

ので、各牧野の野焼きが天候不良により年度内の実施が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、右端の進捗状況100%の記載のとおり、本年5月までに事業は完了しております。

なお、この2事業につきましては、このたびの組織改編で、阿蘇草原再生・世界遺産推進課へ移管となっております。

4段目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業費は、各市町が実施する事業等について、水俣市の総合体育館の空調設備工事の追加、津奈木町の旧平国小学校跡地へのアクセス道路改良に係る補償協議に想定以上の時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

最下段の被災住宅移転促進宅地整備受託事業費は、避難路整備のための用地取得に不測の時間を要したことにより繰り越したものでございます。

最後に、収入未済でございます。

附属資料の3ページをお願いいたします。

先ほど触れましたとおり、令和2年度地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付決定の一部取消しによる返還金85万7,000円が、債務者の資力の不足により収入未済となっております。補助金の支出後に外部から県に対し情報提供があり、立入検査等を実施したところ、実績報告書のとおり事業が実施されていない部分があることを確認したため、新規雇用者5名のうち2名分の人件費と備品購入費19台のうち10台分について、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めているものでございます。債務者に対する催告等を随時行ってまいりましたが、返還に至らないため、本年9月から法的措置に着手しております。

今後も、必要な対応を行い、収入未済の解消に向けて取り組んでまいります。

地域振興課は以上でございます。

○浦田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

組織改正により、文化振興業務の説明については移管先の観光文化部が行いますので、本日は、世界遺産推進関係の事業のみについて御説明いたします。

それでは、説明資料のほうにお戻りいただきまして、資料11ページをお願いいたします。

まず、歳入については、不納欠損、収入未済はともにございません。

主な収入でございますが、上段の分担金及び負担金を御覧ください。

阿蘇の世界文化遺産登録推進のための学術的な検討や広報等に要する経費について、阿蘇郡市の市町村に負担をお願いしているものです。

予算現額と収入済額との差は、対象事業における所要額の減によるものです。

続きまして、資料12ページをお願いいたします。

1 段目、上段の国庫支出金のうちの地方創生推進交付金ですが、阿蘇の世界文化遺産登録推進事業等に係る国庫補助で、予算現額と収入済額との差は、所要額の減によるものでございます。

続きまして、3 段目の重要文化的景観保存・活用補助につきましては、阿蘇で進めております重要文化的景観の保存・活用事業に係る国庫補助でございます。

次に、歳出についてでございます。

資料13ページをお願いいたします。

2 段目の企画総務費は、旧文化企画・世界遺産推進課及び博物館ネットワークセンターの職員給与費で、不用額は執行残でございます。

続きまして、3 段目の計画調査費でございますが、不用額全体の4 億309万円余のうち世界遺産関係の事業は、右欄の備考欄の2 番目に記載しております世界文化遺産登録事業

における所要額の減等に伴う執行残、1,593 万円余のみとなっております。執行残の主な要因は、世界文化遺産登録推進事業の委託料などの所要額が見込みを下回ったためでございます。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料本体の15ページをお願いいたします。

まず、歳入について、不納欠損額、収入未済額はございません。

内容について御説明をいたします。

まず、使用料、手数料につきましては、阿蘇くまもと空港隣接の格納庫の使用料でございます。

続きまして、国庫支出金につきましては、J R肥薩線や地方鉄道関係の国庫補助金並びに地方創生推進交付金等を収入しております。

おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

財産収入につきましては、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料並びに売払い収入等でございます。

続きまして、最下段の繰越金につきましては、空港アクセス鉄道整備調査検討事業等の令和4 年度からの繰越金の部分でございます。

17ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、有明海自動車航送船組合新船建造費貸付金、23年度に実行しておりますが、その回収金でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、18 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

まず、企画総務費については、当課職員給与費であり、不用額はその執行残でございます。

す。

次の段、計画調査費につきましては、備考欄下段の事業の概要に記載の事業に要する経費でございまして、不用額について、1億100万円余でございしますが、備考欄上段の不用額を生じた主な理由といたしましては、阿蘇くまもと空港直轄事業負担金、それから地方公共交通鉄道対策事業、燃料高騰対策関連事業などの補助金、それから負担金の所要額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

19ページの最下段をお願いいたします。

災害復旧費の企画施設災害復旧費につきましては、被災したくま川鉄道の災害復旧に対する助成費用でございます。不用額は、その執行残となっております。

続きまして、翌年度繰越額については、恐れ入ります、附属資料をお願いいたします。

附属資料をめくっていただいて、2ページでございます。

当課、6件でございます。

まず、地方公共交通対策事業につきましては、南阿蘇鉄道の関係で、昨年度の2月補正予算で追加した事業でございまして、今年度に繰り越して執行しております。耐久性の高い枕木への交換等でございまして、運行に配慮しつつ、鋭意施工中でございます。

次の地域交通燃料価格高騰対策事業については、国の支援期間に合わせまして4月までを対象期間としたため、繰り越して執行を行っているものでございます。既に事業は完了をしております。

次の阿蘇くまもと空港拠点性向上事業については、貨物上屋の整備を昨年度の12月補正で計上いただいております。事業主体の熊本国際空港株式会社による関係機関等との協議に時間を要したため繰り越したものでございます。現状で協議はおおむね完了いたしまして、年度内には竣工予定でございます。

続いて、くま川鉄道災害復旧支援事業につ

いては、現在球磨川第4橋梁の施工を行っておりますけれども、施工、それから関係機関協議に時間を要したため繰り越したものでございます。現在橋脚の設置については完了し、今から橋桁の工事にかかるところという状況でございます。

続きまして、県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業については、実証事業につきまして、4月以降のロアッソ戦等でも一部実証事業を継続し、その検証を行うために繰越しを行ったものでございます。

最後に、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業については、概略設計の準備あるいは環境アセスメント手続等について、本年度に継続して事業を実施する必要性が生じたため、繰越しがあったものでございます。

交通政策課は以上です。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、20ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳入の内訳ですが、当課の歳入は、ほとんど国庫支出金であり、国から委託を受けた各種統計調査の実施に伴う国庫委託金でございます。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

歳出でございますが、統計調査総務費は、主に職員29人の給与費等で、不用額は執行残でございます。

次に、委託統計費は、国から委託を受けて実施した統計調査の経費でございます。不用額は、事業実施後の執行残でございます。

単県統計費は、推計人口調査等の県単独調査及び関連資料の作成に要した経費でございます。不用額は執行残でございます。

統計調査課は以上です。

○牧野デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

資料の23ページ、お願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主な収入について御説明をいたします。

まず、国庫支出金の地方創生推進交付金ですが、地方創生の実現に向けた企業、団体などのデジタル化、DXの推進などに係る交付金でございます。

続いて、情報通信技術利活用事業費補助ですが、こちらはスマートシティ推進のためのデータ連携基盤の構築などに係る補助金でございます。

次に、財産収入でございますが、熊本県が株主である株式会社熊本流通情報センター、株式会社ジェイコム九州及び天草ケーブルネットワーク株式会社からの配当金収入でございます。

次に、諸収入でございます。

共同システム運営受託収入ですが、こちら、県と市町村が共同で運用しております電子申請システムなどに係る経費の市町村負担金となっております。

続きまして、資料24ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費ですが、県と市町村が利用している情報システムの運用管理などを行う電子自治体推進事業や、産学行政連携により、県全体のデジタル化、DXを進めるくまもとDXグランドデザイン推進事業に係る経費でございます。不用額の534万円は、入札などに伴う執行残でございます。

25ページをお願いいたします。

次に、企画総務費です。

デジタル戦略推進課14名の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

最後に、計画調査費ですが、マイナンバー

制度に係る連携サーバーの維持管理などを行う社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業などに係る経費でございます。不用額287万円余は、所要額の減などに伴う執行残でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

資料26ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明をいたします。

まず、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、アフターコロナデジタル社会への対応を見据えた職場環境の整備、デジタル機器を活用した業務効率化の推進等に係る交付金です。

次に、諸収入でございます。

共済組合収入ですが、これは、公立学校共済組合、熊本県職員互助会などから委託されております電算処理業務に係る経費の負担金です。

次に、雑入ですが、企業局及び病院局による知事部局の情報システム利用に係る負担金等になります。

続きまして、資料27ページをお願いいたします。

主な歳出について御説明をいたします。

まず、人事管理費ですが、パソコンの調達や保守等を行う庁内情報基盤管理運営事業やオンライン会議、テレワーク環境の整備等を行うICTを活用した働き方改革等推進事業などに係る経費です。

不用額の877万円余は、入札等に伴う執行残です。

28ページをお願いいたします。

企画総務費でございますが、システム改革課16人分の職員給与費で、不用額は執行残です。

次に、計画調査費でございますが、県庁、広域本部等を高速回線で接続したネットワークの管理等を行う熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業などに係る経費です。不用額563万円余は、入札等に伴う執行残です。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

中段の繰入金ですが、五木村振興基金繰入金について、五木村が村の振興に必要な事業を実施する経費を交付するため、基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

球磨川流域復興基金繰入金については、令和2年7月豪雨からの生活再建や集落の復旧、復興などを推進する財源に充てるため、基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済額との差3億4,600万円余については、基金を充当する事業の所要額の減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の30ページをお願いいたします。

まず、企画総務費については、球磨川流域復興局職員34人の職員給与費で、不用額はその執行残でございます。

次に、計画調査費については、備考欄の事業の概要を御覧いただきたいと思います。

主な事業として、五木村振興交付金交付事業、球磨川流域復興局運営費、球磨川流域復興基金交付金等でございます。不用額の3億7,300万円余は、主に球磨川流域復興基金交付金の所要額減に伴う執行残、球磨川流域復興局運営費の経費削減に伴う執行残でございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑ありませんか。

○末松直洋委員 8ページの地域振興課の計画調査費で、移住定住促進事業の所要額のところではありますが、これは何件ぐらいあったのかが1点、次に、2点目に、対象となる転出先の県は、例えば関東圏だけなのか、そういったところを教えてください。

○若杉地域振興課長 移住定住促進事業の所要額減に伴う執行残についてということでしょうか。

移住定住促進事業の所要額に対する執行残につきましては、この移住支援事業、これはもう市町村補助になりますけれども、それから、移住定住促進「すまい」「課題解決」等支援事業費補助金、これも市町村補助になります。その分の所要額に応じて減額をいたしております。

件数につきましては、昨年度、まず、移住定住「すまい」「課題解決」等支援事業費補助金につきましては、ハード、ソフト、それからお試し住宅補助、様々にメニューがございまして、トータルで何件という数字、例えば、住まい補助のソフトについては7件、ハードについては12件、お試し住宅補助は3件等、支援を行っているところでございます。

それから、もう一つの移住支援事業、市町村補助、これは、東京、首都圏からこちらにお住まいになった際に、その支度金として100万円等お支払いするものでございまして、その数字は、ちょっと申し訳ございません、今数字はございませんので、後ほどお答えしたいと。正確な数字をちょっと持ってお

りませんので、申し訳ございません。

以上でございます。

○末松直洋委員 東京圏からだけだということなんですね。

○若杉地域振興課長 東京23区在住者、これはもう通勤も含まれますけれども、その方が本県に移住されて起業、就業等を行った場合に市町村が支給する移住支援金というのがございまして、それに対する補助をするということでございます。

実績は、今ありましたので、お答えいたします。世帯で65件、単身で27件支援しているところでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員 東京からということなんですけれども、以前、福岡もターゲットにされるということだったので、福岡から、実は熊本に帰ってきたいという声もありますので、ぜひとも、これは、すごく効果的だと思うので進めていただきたいと思います。将来的には、そういったところも視野に入れていただければと思います。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

この補助金は、あくまでも国庫補助が想定されるものについて、我々が県として負担を行っているものでございまして、先生御指摘のとおり、本県に対しては福岡が非常にターゲットになってまいりますので、その辺は、今後取組をちょっと検討させていただきたいと思っているところでございます。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○末松直洋委員 よろしく願いいたします。

す。

以上です。

○池田和貴委員 関連してなんですが、移住、定住の調査をやっているんですけれども、完全に移住する方もいらっしゃるんですが、今年の5月に、2地域に居住することを推進するための法律、ちょっと正式な名称は分からないんですけれども、これが国のほうで法律が新しくできて、2地域居住を推進することに対して、県が計画をつくってやることによって、いろいろな支援が得られるということになってきてます。

そう考えると、今調査をされている中で、その2地域居住、例えば、半分は東京に住んでるけれども、半分ぐらい熊本に住みたいとか、そういった声というのは、何かその調査の中で少しは出てきているのか、そういうのはどうなんでしょうね。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

先生御指摘のとおり、現在、国交省だったかと思えますけれども、2地域居住に関する法律が策定され、そういった推進を図られるということは、私もちょっと伝え聞いているところでございます。

私たちのアンケートと申しますのは、あくまでもその住民票を移動した方に限っておりますので、その部分はちょっと弱いところでございます。ちょっとその辺の今、今後ニーズとしてあると思いますし、今後T S M C等進出があってくると、それに関連する法律業務でありますとか、そういったところの方々が、こちらにその拠点を構えられる可能性も出てきますので、ちょっと勉強させていただきながら、こういった形でその調査をしていくのかということも進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

これは、すみません、ちょっとテレビ番組でも私もちょっと拝見したんですが、いわゆる2地域で就労するとかは、例えば、東京と熊本とかって限らずに、例えば、東京に住んでいる方が、今日は熊本、明日は例えば北海道とか、いわゆる非常に多様な住み方を考えていらっしゃる方も増えてきているので、そういったことにも対応していけるということで、間に入る事業者とかも、サブスクを利用した住宅の利用をやっているところを間に入れるとか、それによって、例えば、1年のうち、気に入ったところにその人たちが居住を構えたりとか、各地域の中での担い手をここでやりたいという人が、ある一定期間住んできたりとかというのにつなげられることなんですよ。

そういう意味では、今日、部長の最初の御挨拶にもあったように、ここは、昨年の決算委員会でも非常に重点的に取り組むべきところだということで、コメントもしていただいておりますので、本当に活用をですね、これは知恵の絞り方で、やっぱりスタートが大事だと思うんですよ。

新しく5月にできた法律ですから、これをぜひ活用していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○池田和貴委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

○楠本千秋委員 9ページ、地域振興課、9ページの最下段の御所浦地域活性化推進事業というのは、直接事業ですか、それとも天草市が行う事業への補助でしょうか。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

この事業については、直接的には地域づくり協力隊の――県で1人雇用しております、その派遣が1つ。それから、宝島観光協会の補助、それからトレッキングですとか、それから島あじマラソンですか、各団体への補助金等でございます。あと、それで市町村がされる事業に対する補助も行っているところでございます。

以上でございます。

○楠本千秋委員 4ページ、企画課、ここにある時間外手当の特配分というのはどういう意味、ちょっと内容を教えてもらえれば。

○受島企画課長 企画課でございます。

時間外勤務手当の特配分と申しますのは、年度当初の段階で各所属各課のほうに時間外手当の分が割当てがあるんですけども、その後の業務の増減ですとか、業務の変動によりまして、場合によってはそんなに出なかったりだとか、あるいは思わぬ時間外が出たりというふうな部分でございますので、そこを一旦人事課等々でプールをして、それをまたその都度配分していくというふうな制度がございまして、その特配分については、その年度途中で改めて配分すると、そういうふうな制度になってございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○楠本千秋委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○本田雄三委員 12ページの物品の売払い収入のところで、県劇のアップライトピアノの3台の部分ですけども、これは、老朽化で

やはり使えなくなるというか、不具合があって購入されてあるだろうから、こういうふう
に売られたんだと思うんですけども、も
ともとお幾らで買われたような品物だったの
か、教えていただけませんか。

○浦田地域振興・世界遺産推進局長 申し訳
ありません。文化のほうは、ちょっと観光文
化部のほうに行っておりまして、詳しい手持
ちをちょっと今日は持ってきておりませんの
で、もともと幾らだったということで……。

○内野幸喜委員長 後ほどということによろ
しいですかね。

○浦田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 申
し訳ありません。調べて、またお返事いたし
ます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませ
んか。

○岩本浩治委員 13ページでございます。

世界文化遺産登録推進事業における所要額
の減等に伴う予算執行残が残っておるん
ですけども、なかなか基準に上がっていか
ない。そういう中でどうして減になったの
かと。それと委託料、どこかに委託をさ
れているのかなと。

ぜひ、もう10年ちや言わぬ、基準に上
がっていかぬもんですから、そういう面
では、強くやはり事業を進めていか
ないといけないんじゃないかなと思
いつつ、減になってましたので、それ
をお聞きしたいと思います。

○浦田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長
ありがとうございます。阿蘇の世界文化
遺産登録に向けての事業ということで、
ちょっとここに一括していろんな事業
が入っているんですが、例えば、情報
発信ということでシンポ

ジウムの開催であるとか、あとは、地
元の文化的景観地域の宝探しという支
援事業とか、そういうものの業者に委
託する事業の不用額が、これが、今1,
500万のうちの900万程度がこの委
託料の減ということでございます。

事業自体は、実施はきちんと行われて
おるんですが、これにつきましては、ほ
かは、負担金、補助金、そして一般事
務費ということでございます。ちょっと
多めに組んでいるところもございま
すので、今後は、ちょっと事業内容
を見ながら予算額セッかくあります
ので、事業を効果的に進めていきな
ら、今回、10月15日の組織改正で
世界遺産関係の草原再生と合わせて
一つの課ということで、局長が課長
兼務ということでやらせていただきます
ので、また、新たな気持ちで今後
頑張って早期暫定一覧を目指したい
と思いますので、どうぞ御支援も
よろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員 セッかく余分に予算
を組んであるということですから、ぜ
ひ予算を使っていたきたいと思っ
ております。ぜひお願いを
したいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに、質疑あ
りませんか。

○池田和貴委員 20ページから22
ページにかけて統計調査課にちょ
っとお尋ねをしたいと思うん
ですが、日々、毎年、ずっとデ
ータをこうやって国からの補
助金があつてやっていた
いでいるんですけども、この
中で、これは、多分今のデ
ジタル化社会の中では、今
までずっと積み上げてきた
データって、これは宝の山
じゃないかと思うんです
よね。

もう以前からのデータを
ずっとこうやって定点で
取っているデータって、
いろんなところが多分
活用しようと思えば
欲しいがと思う

んですけども、例えば、統計調査課のほうに、そういったデータを使わせてくれとか、そういうのはないかとか、そういう問合せとかというのは来てないのか、または、この中で予算執行されてますけれども、予算が足りないんで、そういう声があってもなかなか対応できない状況なのか、そういうところはないのか、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

今委員がお話をいただいた件は、今全庁的に取り組んでおりますオープンデータ化に通ずるものかと思えます。これも全庁を通じての姿勢ですけども、公表できるデータは漏れなく公表していくというふうな形になっておりまして、当課で所管しておりますデータについても、もちろん一部制約がございますので出せないものも、例えば、国のほうから公表を止められているとか、そういったものも一部ございますので、そういった例外的なものを除いては、全て公表するというふうな姿勢でおります。

また、公表に当たっては、利活用なさる方が利活用しやすいように、そういうデータの提供の仕方ということを日々心がけております。

また、予算的なところでございますけれども、当課でやっております統計調査、そのほとんどが国から委託金を受けてやっております法定受託でございます。したがって、それに相当する必要な予算は国からいただいておりますので、予算が不足するということは現時点ではございません。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。そのデータの活用を全庁的にやられて公開をされているということでもあります。

このデータについては、この統計調査課の範囲じゃないかもしれませんが、庁内で活用する分もあるんですけども、いわゆるアカデミックな、学術的に使われる場合も多いでしょうし、民間もこういうのを使いたいというところも多いと思うんですよね。やっぱりそういうことをしっかりとできるように、いわゆるオープンデータ化するところがまたあって、そこはやられるところがあったと思うんですが、そういったところは、熊本県のためにも活用してもらうのが大事だというふうに思っております。

これは、部長になんですけども、今まで、統計調査課って、いわゆる国の委託を受けて予算化してやってきているんですけども、やっぱり改めてデジタル化社会の中では、県としても、こういうところをずっと調べといたほうがいいなというのが、もしそういうのがあれば、統計調査課のほうで、国の予算に合わせて、県のほうでもそういう予算化するなりして、これからデータをどうやって集めていくとか、その辺は考えていっていいんじゃないかと思うんですよね。

どういったものがあるか、庁内の中でも、ぜひそういったものを県独自としても、データをどうやって残していけばいいかという視点に立って今後やっていただければいいんじゃないかと思います。

何かコメントがあれば、よろしく願います。

○富永企画振興部長 今御指摘いただいた点、非常に重要な御指摘だというふうに思います。やはり、これから政策を推進するに当たって、しっかりと根拠に基づいて政策を立案し実行していくということが大事ですので、そのための情報収集をするために、統計調査課が活躍していくということが重要だと思いますので、国から委託された統計のみならず、県として必要なデータを収集し活用

できるようなこともしっかり考えていきたいというふうに思います。

○池田和貴委員 分かりました。よろしくお願いします。頑張ってください。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○岩田智子委員 30ページです。

計画調査費の中の主要な施策の成果のほうにも書いてありますが、流水型ダムを含む緑の流域治水の推進ということで、出前講座を実施されてますよね。それをどのぐらいされているのかということと、あと、流水型ダムを県民にきちんと周知をするために新聞広告を出されましたね。その確認ですけれども、新聞広告でお幾らかかっているのか、教えてください。

○中川政策監 まず、御質問1点目は、緑の流域治水の出前授業の件数だということでございます。

昨年度の実績としまして、球磨川流域の小中学校、高等学校での出前授業は、人吉高校、球磨中央高校、山江村の万江小学校、それから湯前町の湯前小学校、芦北町の佐敷小学校、それからあさぎり町の須恵小学校、免田小学校、西瀬小学校、大畑小学校、木上小学校ということで、全10校でやらせていただきました。

今年度も、今隨時やっております、主に人吉・球磨管内でやらせていただいているところでございます。

それから、2点目の御質問は、県が実施しております流水型ダムの事業の方向性とその進捗を確認する仕組み、ダムの新聞広告だったかと思います。

これは、特に、県内で一番読まれております熊本日日新聞社と、折り込みで人吉新聞の

ほうに入れさせていただいているものでございます。これは、見開きで2面使っておりますので、400万円程度かかっているというふうに認識しておりますということでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。ぜひ、出前講座とか、人吉、球磨だけではなくて、その下流の八代とか、何かやっぱり関係のあるような小中学校にも出向いていっていただきたいなというふうにも思います。

以上です。

○松田三郎委員 資料で言いますと、冒頭の部長の概要説明とか全般にわたりますので、ぜひ富永部長にお答えいただきたいと思います。

前提としまして、私たち、この決算特別委員会は、もちろん各部局のこの資料、あるいはこの事業についての数字をしっかりと見ていくというのは、第一義的な重要な仕事だと思っております。

ただ、それだけではなくて、例えば、不納欠損ありません、収入未済ありません、だからいいですというわけじゃなくて、逆に不用額が多いからけしからぬという話でもなくて、その執行体制がどうだったかとか、あるいはその事業の成果がどうだったかということも、なかなか資料からは見にくい部分もありますけれども、そういったところもしっかり見ていかなければならないんだろうと思っております。

その点、庁内にあって企画振興部というのは、非常に、それぞれ説明があったように、幅広くて、多岐にわたっている部署だと思っております。

例えば、これは市町村の例でございますが、どこか分からぬとは全部企画たいというような乱暴な話とか、それで、だんだんだん

だん企画部門の仕事が肥大化しているという話も聞かぬわけではありませんし、また、企画部にいらっしゃる方に聞くと、やろうとすると、どんどんどんどん仕事が一際限なく広がる。ただ逆に、言われたぐらいやっとけば、そこそこでいいというような話も聞かぬわけではありません。もちろん、企画振興部各課の事務分掌なりあるわけでございますから、それぞれの守備範囲はあるんだろうと思っております。

ただ、冒頭言いましたように、このプラスアルファの部分、やっぱり企画部門が元気でない、この熊本の活力、成長はないというふうに私は個人的には思っております。ですから、なかなか先々海のものとも山のものとも分からないけれども、企画振興部で最初やっとなきゃいけないというような、他県あるいは国に先駆けてやらなければならないというような予測の下の事業を始めなければならないというものもあるでしょうし、なかなか成果が出なかったとか、結果として、まだまだ成果が見えにくいというような事業もあるんだろうと思っております。

ですから、冒頭申し上げましたように、決算委員会で発言するのはどうかなと私も思いながら申し上げますが、あんまり厳しいことを言い過ぎて、結局、企画を萎縮させてしまったら、熊本県の成長、発展にはつながらないだろうというのは若干ありながら発言をいたしております。

だからこそ、かえって部内で、あるいは課内でしっかりこの事業を進めるに当たって、あるいは要望するに当たって吟味をしていただくというような体制が必要なんだろうと思っております。

もちろん、この財政課との査定の中で、いろいろこのやり取りの中で、厳しく言われたり反論したりという場面もあるんだろうと思いますが、それだけではなくて、部内で、あるいはその課内で、これから、いわゆる新規

でこれをやっていこうとか、あるいはずっと毎年似たような事業やっているけれども、なかなか成果が出にくいけれども、これは続けるべきなのか、あるいは成果は出ないけれども、これは続けるべきなんだというような内部での検討、吟味、議論というのは不断になされているのか、あるいはこの実際の当初予算、補正も含めて予算を要望するときにやるのか、あるいは、いや、実はそこら辺はあんまりやってないんですよとか、ざっくりした話でも結構でございますので、言える範囲で部長にお答えいただきたいと思います。

○富永企画振興部長 企画振興部に対する極めて高い期待ということと叱咤激励をいただいたような内容だったかというふうに思っております。

企画部門でございますので、もちろん所掌事務で県政の総合的な推進、交通政策、あるいは球磨川流域の復興、デジタル戦略もそういった所掌はあるものの、一方で、これからの県政を見据えて、今まだ事業としてしっかりとした形になっていないものをどんどん引き受けて情報収集し、それを形にしていくということが大事だというふうに思っております。私もそうですけれども、部内の各職員はそういう意識でいろんなところから新しい話を引き受けて、まず話を聞いて、調べてみて、事業化につながりそう、あるいは他部局につなげてみよう、そういったいろんな形で新しい事業に取り組むようなことをしっかりとやっております。

一方で、やはり従来から続けている事業もたくさんありますので、そういったものを終えていかないと新規事業に取り組むことができないということ、そして、それは他部局も同じですので、企画部門で引き受けてきた取組を簡単にほかの部局に、話を聞いてきたからやってくれと言っても簡単にやってもらえるものではなくて、やっぱり県庁全体で、予

算的な資源もそうですし、人員的な資源も含めて、新しい仕事をするための資源を生み出す必要があるということで、事業のスクラップということも非常に重要なというふうに思っております。

それはもう不断にやっていっているところですが、そのために予算編成プロセスあるいは組織定員のプロセスを通じて、総務部とも議論をしながら、県庁内の資源の再配分をやっているところでございまして、企画振興部としては、やっぱり新しい仕事をどんどんするために、その新しい資源を生み出すという意識でそういった議論をやっているところでございます。

その一つの手段となるのが総合戦略の策定などの県庁全般にわたる取組でありまして、そういった総合戦略の策定に当たっても、各部局と連携しながら、これまでやってきたことだけではなくて、新しいことをするためにどうするのかということを議論しながらやっております。

引き続き、そういった新しい事業に取り組むためにどういう体制を構築すべきかという観点も含めながら、企画振興部として、しっかりと県庁全体のことを考えながら、県政を推進させるためのことを考えながら仕事をしていきたいというふうに考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

○松田三郎委員 ある意味で、我々も信頼をしている部分がございますし、それに応えようという力強い部長の御答弁もあったと思います。

この所掌という話で、一応各課、所掌なりこれが仕事だというのがあってしょうから、それが基本だと思いますが、もうそれやっとならば大丈夫という職員さんだけじゃなかなか企画は務まらないだろうと。

一方で、申し上げましたように、我々があまりこの成果とかお金の話ということを言い

過ぎると、逆に職員さんのモチベーションも上がらないということなんだろうと思っております。

言うまでもなく、この決算委員会での資料では、なかなか分かりにくいところもありますし、頂いております主な施策の成果とか、これも一部分でございましょうし、また、常任委員会、特別委員会においても、現在から未来、将来に向けての話は、議員、我々も反省を含めて申し上げますならば、過去がどうだったとか、この経年でどうだったかというところは、ちょっと不足した限界を感じているところもありますので、その分、全部皆さん信頼しますというわけにはいかないかもしれませんが、そういった意味では、その分、信頼に応えるように、しっかりした吟味とか、非常に予算、状況厳しい折でございしますので——、誤解のないように、甘くていいですよと言っているわけではなくて、我々がちょっと分かり得ない部分を含めて、皆さんがしっかりしていただきたい。あと、どんどんやっていただきたいというエールも込めておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○亀田英雄委員 29ページの球磨川流域復興基金繰入金についてなんですけれども、工事は順調に進んでいるような気がしますが、この理由、工事の進捗が悪かったのか、不要だったのか、これだけマイナスが出ると理由について、もう少し。

○中川政策監 球磨川流域復興基金の件でございまして。

球磨川流域復興基金交付金は、市町村の様々なニーズに迅速に対応できるよう、必要と

想定される予算額を当初予算でしっかり確保しております。

そういった中で、おおよそ9月、10月頃に活用いただけるように市町村を回りまして、うちの職員でヒアリングをしまして、想定事業費を積むんですけれども、やはりその時点でのマックスの想定ということで、なかなか市町村の御事情によって、事業が翌年度に持ち越しになったりするといったこともございます。

そういったことについては、また、実施したい年度に活用できるように、交付金事業にはこれは繰越しがございませんので、一旦減額して、また翌年度に活用していただくという形を取っております。

ですから、これは、あくまで市町村が最大限活用できるよう、想定で積んでおいて、市町村の御事情等に合わせて活用いただいて、また、できなかった、翌年度にやりたいということであれば、また、一旦減額して翌年度に積むといった形で回しているということでございます。

○亀田英雄委員 事業が進まなかったという解釈とはまた違うという話なんですね。

○中川政策監 例えば、木造仮設住宅の利活用事業というのもやらせていただいていますけれども、これは、県で今やっています木造仮設住宅をしっかりと今度罹災者のついの住みかとして活用していただこうとか、あとは、地方創生的に他のメニューに活用していただこうといったこととか、そういったことで活用を進めているところですから、こういったものは、やはり被災者の方が転居されるタイミングとか、あと、例えば、別のところに木造仮設住宅を活用して住宅を用意しようというときなどは、その土地の調整なども要りますし、やはりそういったもろもろの調整を踏まえて、今年度、じゃあ、ここはやれるとい

ったことで、例えば、市町村にやっていただいていますので、そういった意味で、どうしてもこういった翌年度の持ち越しというのが出てきてしまうということでございます。

○亀田英雄委員 分かりました。どうぞよろしく。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○中川球磨川流域復興局政策監 先ほどの岩田議員の御質問に対して、私、実績が10校ですと申し上げたんですけれども、すみません、それは、令和6年度の今の現時点でのものございまして。昨年度は、球磨中央高校はじめ14校で実施しておりますので、訂正させていただきます。すみませんでした。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで企画振興部の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩します。

午前11時39分休憩

午後1時開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより健康福祉部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 令和5年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、御指摘のありました施策推進上改

善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

それでは、お配りしておりますお手元の令和5年12月定例会決算特別委員会委員長報告の11ページを御覧ください。

健康福祉部におきましては、前年度の決算特別委員会において、各部局共通事項として2点御指摘をいただきました。

1点目は、未収金対策についての御指摘でございます。

健康福祉部では、県の未収金対策の取組方針の下、部独自の取組として、年2回、部局長や関係課長等で構成する収入未済対策会議を開催し、課題の共有及び取組の方針を検討するなど、部を挙げて、未収金解消に向けた取組を推進しています。

健康福祉部の主な未収金は、生活保護費の返還金や児童保護費の負担金など、未収金の性質上、徴収に苦慮するものもございますが、引き続き、定期的な催告や分割での納付の指導など相手の資力や状況に応じた取組を進め、未収金の解消に努めてまいります。また、あわせて、未収金の発生防止に向けた取組も推進してまいります。

2点目は、決算特別委員会委員長報告の12ページの時間外勤務状況の的確な把握と適正な勤務の評価、さらに、魅力ある職場づくりの推進等についての御指摘でございます。

この御指摘につきましては、総務部において総括的な説明をさせていただいているところですが、健康福祉部の独自の取組について補足的に御説明させていただきます。

健康福祉部は、県民の生命や健康に関わる業務を扱っており、市町村や事業所などからの日々の相談対応や申請受付などの業務量が多い状況にあります。また、自然災害や健康危機事案などの突発的な業務への対応が求められ、時間外勤務が課題の一つとなっています。

そのため、職員の心と体の健康を守ることが第一の目的として、長時間勤務の是正はもちろんのこと、休暇の計画的・積極的取得、風通しのよい、働きやすい職場環境づくりといった部独自の方針を策定し、取組を進めています。

引き続き、全庁的な取組に加え、独自の取組についても部一丸となって着実に推進することで、魅力ある職場環境の構築に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部の令和5年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

まず、歳入でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、収入済額は2,479億4,443万円余で、調定額に対する収入率は、この表には記載しておりませんが、99.9%となっております。

不納欠損額は591万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は2億3,050万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、児童保護費負担金などでございます。

次に、歳出でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、予算現額は4,090億5,596万円余に対し、支出済額は3,742億9,263万円余となっております。

翌年度への繰越額は72億1,200万円余で、主に、新型コロナウイルス感染症対策や社会福祉施設の整備等に関するものでございます。

また、不用額は275億5,132万円余で、内容としましては、国民健康保険事業特別会計における県内市町村の保険給付費の実績額及び新型コロナウイルス感染症に関する予算の実績額が見込みを下回ったこと等による執行残

でございます。

以上が健康福祉部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

まず、健康福祉部の本年度の定期監査における指摘事項ですが、子ども家庭福祉課、国保・高齢者医療課について、2件の御指摘をいただきました。後ほど担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当課の令和5年度の決算につきまして御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて、その主なものを御説明いたします。

2ページの下から3段目、災害救助費負担金は、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害に係る救助費の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

上段の民生費国庫補助金、下段の衛生費国庫補助金にそれぞれ同じ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がございますが、これら実績に応じて配分がなされた結果、民生費で減、衛生費で増となっているものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

中ほどの地域福祉基金繰入金ですが、基金活用事業の実績確定により、予算の見込みを下回り、結果的に基金の取崩し額が減となっ

ているものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

下段の雑入につきましては、建設型応急仮設住宅の一部を市町村に譲渡したことに伴い、解体撤去工事が不要となり、当該費用が返納されたことによる収入増でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

まず、下段の社会福祉総務費ですが、主な事業は、右側備考欄に記載のとおりです。

不用額1億1,565万円余の主なものは、住まいの再建支援事業で、再建時期が早まる世帯にも対応できるよう予算に余裕を持たせた結果、実績が見込みを下回ったものでございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

下段の災害救助費について、不用額7,148万円余の主なものは、災害救助事業及び災害弔慰金事業の実績が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、9ページをお願いいたします。

下から2段目の保健環境科学研究所費は、宇土市にある同研究所の運営費でございます。

不用額1,348万円余は、同研究所のシステム開発に伴う執行残などです。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

以上が決算の概要になります。

続きまして、別冊の附属資料1ページをお願いいたします。

今年度繰越しとなった事業について御説明いたします。

まず、上段の福祉総合相談所運営費につきましては、当該相談所の外壁等の改修工事に係る設計業務で、工法検討などに時間を要したことにより繰越しとなったものです。

なお、本業務につきましては、本年4月末に既に完了いたしております。

下段の保健環境科学研究所運営費は、当該研究所の電気設備改修工事で、設備の工場製造に時間を要したことにより繰越しとなったものですが、年度末に事業完了の見込みです。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

まず、歳入についてでございます。

不納欠損額、収入未済額とにもございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

3段目の公衆衛生総務費について、不用額7,017万円の主なものは、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったこと等によるものでございます。

4段目の結核対策費について、不用額3,353万円余の主なものは、結核患者医療費の公費負担等が見込みを下回ったことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

予防費について、不用額23億2,018万円余の主なものは、新型コロナウイルス感染症関連事業の補助申請件数等が見込みを下回ったことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

2段目の食品衛生指導費について、不用額2,189万円余の主なものは、入札に伴う執行残等によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

環境整備費について、不用額3,867万円余の主なものは、主に動物愛護センター整備費の経費節減等によるものでございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業については、新型コロナウイルス感染症患者の医療費等の公費負担分について、令和6年度に支払いが生じる経費を繰り越したものでございます。

2段目の動物愛護推進事業については、新動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本の施設紹介動画等の作成業務委託が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、23ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較が大きいものを御説明させていただきます。

24ページの5段目、ちょうど中ほどでございますけれども、社会福祉事業助成費補助におけます2億5,900万円余のマイナスは、予算の繰越しや所要額の減、国の補助金の内示減等によるものでございます。

その下、6段目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、予算の繰越し等によるものでございます。

このページの最下段、介護職員処遇改善支援補助につきましては、2月補正予算に計上させていただいた事業でございまして、全額繰り越したことによるものでございます。

25ページの1段目、社会福祉施設災害復旧費補助は、令和2年7月豪雨により被災しました介護老人福祉施設の復旧に対する補助におきまして、執行額が当初の見込みを下回っ

たことに伴う国庫補助の減によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費の2段目、ちょうど真ん中になりますが、社会福祉総務費の不用額につきましては、県社協が実施します介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金等の貸付事業に対する補助において、執行額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

最下段、老人福祉費の不用額につきましては、高齢者施設におきます介護従事者等について、週1回程度の抗原検査を行う高齢者施設等クラスター発生防止対策事業におきまして、執行額が当初の見込みを下回ったことなどにより生じたものでございます。

27ページをお願いいたします。

上段、老人福祉施設費の不用額につきましては、介護基盤緊急整備等事業などハード整備の補助事業におきまして、執行額が当初の見込みを下回ったことなどにより生じたものでございます。

下段、災害復旧費、民生災害復旧費、民生施設補助災害復旧費の不用額につきましては、先ほど御説明しました令和2年7月豪雨に被災した施設の復旧に対する補助におきまして、執行額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、繰越事業について御説明させていただきます。

附属資料の3ページをお願いいたします。

全て明許繰越のみでございます。

このページの2段目、施設開設準備経費助成特別対策事業、この事業がずっとここから4ページの全てとそれから5ページの1段目まで続いておりますけれども、こちらは、地域医療介護総合確保基金を活用した事業でございます、国の交付金の内示が12月末に行

われたため、十分な事業の実施期間が確保できず、繰り越したものでございます。

同様の理由によりまして、5ページの3段目、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業、それから、6ページ1段目からの介護基盤緊急整備等事業、これが7ページの最下段まで続いておりますけれども、この事業、それから、もう一つが、9ページの2段目からになりますが、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業、これが11ページの1段目まで続いておりますけれども、これにつきましても、同様の理由により翌年度に繰り越したものでございます。

資料、お戻りいただきまして、5ページの2段目をお願いいたします。

5ページの2段目でございます。

介護職員勤務環境改善支援事業は、国の経済対策を活用しまして、2月補正予算に計上させていただきました事業でございまして、年度内の事業実施期間が確保できないため、繰り越したものでございます。こちら、同様の理由によりまして、そのページの下から2段目、看護・福祉職員等処遇改善推進事業（介護分）（経済対策分）、それから、8ページの1段目からになりますが、老人福祉施設整備等事業（非常用自家発電設備整備等事業分）（経済対策分）、こちらにつきましても、同様の理由によりまして翌年度に繰り越したものでございます。

そのほか、資金繰りですとか資機材の調達など、補助事業者の都合により年度内に執行できなかった、十分な事業の実施期間が確保できなかったため繰り越した事業などがございます。

高齢者支援課からは以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、28ページから30ページにかけての歳

入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、28ページ下から2段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主なものです。

これは、物価高騰対策事業における翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

上段の老人福祉費について、不用額2億6,061万円余の主なものは、介護給付費県負担金交付事業等における実績額が見込額を下回ったことによるものでございます。翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、下段の公衆衛生総務費及び次の32ページの医務費でございますが、不用額が生じておりますのは、いずれも実績額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の12ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

物価高騰対策事業(高齢者施設分)、認知症基本法理解促進事業及び訪問看護物価高騰緊急支援事業の3事業を繰り越しておりますが、いずれも国の補正予算による事業のため、やむを得ず繰り越したものであり、いずれも年度内に事業完了の見込みです。

認知症施策・地域ケア推進課は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料にお戻りいただいて、33ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明します。

33ページの使用料及び手数料から36ページの財産収入まで、不納欠損額、収入未済額は

ございません。

36ページの諸収入につきましては、1億473万円余の収入未済がございますが、後ほど別冊の附属資料にて説明いたします。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費のうち社会福祉総務費でございますが、支出済額が1億5,364万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額231万円余の主なものにつきましては、小規模法人ネットワーク化協働推進等事業の執行残でございます。

次に、下段の遺家族等援護費でございますが、支出済額が6,059万円余で、不用額1,256万円余のうち主なものは、引揚者等援護扶助費及び特別給付金等支給事務費の執行残でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

生活保護費のうち、生活保護総務費でございますが、支出済額14億990万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額4,287万円余の主なものは、生活困窮者総合相談支援事業及び生活困窮者自立支援プラン推進事業の執行残でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

上段の扶助費でございますが、支出済額は38億6,554万円余で、不用額8,430万円余は、生活保護費所要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、下段の衛生費の精神保健費でございますが、これは、ひきこもり支援推進事業で、支出済額は2,471万円余で、不用額311万円余は、ひきこもり地域支援センター設置運営事業の執行残等によるものでございます。

続きまして、附属資料の13ページをお願いいたします。

明許繰越しについて御説明いたします。

まず、生活困窮者に対する物価高騰緊急支援事業については、物価の高騰が継続する中、生活困窮者の支援を行う団体の活動で助成するものでございます。

下段の物価高騰対策事業(救護施設分)につきましては、物価高騰の影響を受ける県内の救護施設への支援に要する経費でございます。

いずれも補正予算で予算措置を行ったため、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございますが、年度内に事業完了の予定でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

収入未済について説明をいたします。

生活保護費返還徴収金と年度後返納合計で、9,272万円余の収入未済となっております。

これは、債務者が生活保護受給中または生活困窮の状況にあることから、収入未済となっているものでございます。

令和5年度の収入未済額が増加しておりますが、遡及認定される障害年金による返還金等を一括回収できなかったものについて、特に高額の事例が発生したこと、また、分納中のものにつきまして、債務者の生活状況から、少額ずつの納付となっていることによるものでございます。

次、24ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、まず、発生防止策としましては、収入申告義務確認書を保護の開始時だけでなく毎年1回徴収するなど、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、資産調査を年2回以上実施しております。

また、未収金削減に向けた取組としましては、本庁に滞納整理員を配置し、回収に取り組むとともに、生活保護費との相殺を強化しております。

今後も、これらの取組により収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、25ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

生活保護費世帯進学応援資金貸付金回収金と雑入償還に係る遅延利息分の合計1,200万円余の収入未済となっております。

本貸付けは、生活保護世帯から大学等への進学のために、世帯分離した方へ生活費を貸し付けるものでございます。

卒業後は、就労、自立し、償還している事例が大半でございますが、就労が継続せず失業中、あるいは精神疾患等により生活困窮に陥っている事例もありまして、収入未済金は、これらにより償還が滞っているものでございます。

下の収入未済額の推移でございます。

令和5年度の収入未済額が増加しておりますが、貸付期間が終了し債務者が増加したことや、就労中断などによる生活困窮で償還が滞っているためでございます。

次、26ページをお願いいたします。

未収金の対策でございますが、滞納発生前の防止策として、貸付申込み時、償還開始時に借受人や連帯借受けに対して、面談等により返済に関する十分な意識づけを行うとともに、徴収活動に関しては、滞納者の滞納状況や生活状況等を把握した上で、未収金の徴収活動を行ったところでございます。

今後も、これらの取組により収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、37ページをお願いいたします。

不納欠損について御説明いたします。

生活保護費返還徴収金につきましては、債務者の死亡及び相続人の不存在により納付ができず、債権が消滅しましたため、3件161万円余の不納欠損処分を行っております。

社会福祉課は以上でございます。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でござ

います。

説明資料の41ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

48ページをお願いします。

児童福祉総務費について、不用額25億454万円余の主なもの、出産・子育て応援交付金事業等の実績額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で説明いたします。

49ページをお願いいたします。

児童措置費について、不用額4億2,619万円余は、子どものための教育・保育給付費の負担金の実績額の減によるものでございます。

次の児童福祉施設費について、不用額1億3,425万円余の主なもの、特別保育総合推進事業等の実績額の減などによるものでございます。

次の公衆衛生総務費について、不用額2億307万円余の主なもの、子ども医療費助成事業等における実績額の減などによるものでございます。

50ページをお願いいたします。

私学振興費について、不用額7,329万円余の主なもの、教育支援体制整備事業等の実績額の減などによるものでございます。

続きまして、附属資料の14ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業7件について説明いたします。

まず、放課後児童クラブ施設整備事業について繰り越しております。

これは、令和5年度中に1市1施設が設計変更等に時間を要し、工事の着手が遅延したため、年度内に完了することができなかったもので、既に工事は完了しております。

次に、保育所等分の物価高騰対策事業について繰り越しております。

これは、物価高騰に係る光熱水費等の上昇分の一部を支援するための経費で、昨年度末までの期間を支援対象としており、実績を取りまとめて支払う分について繰越しをしております。

次に、放課後等ICT化推進事業について繰り越しております。

次の認可外保育施設等における性被害防止対策支援事業は、性被害防止のために、園内にパーティションやカメラ等の設置を推進するための経費として繰り越しております。

次に、認可外保育施設におけるICT化推進等事業について繰り越しているほか、15ページの特別保育総合推進事業は、医療的ケア児の災害対策として、停電時に必要な外部バッテリー等の購入を促進するための経費として繰り越しております。

また、次の給食費支援事業は、県が所管する幼稚園や認可外保育園における食材費等の高騰分の一部を支援するための経費として繰り越しております。

いずれも、国の経済対策に伴う令和5年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

子ども未来課は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

初めに、本年度の定期監査において指摘事項がございますので、御説明いたします。

お手元の資料のうち、1枚紙の監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項は、個人情報の漏えいについて、「いじめ調査報告書（概要版）」について、マスキングが特定の環境下で外せる状態でホームページに掲載し、個人情報が漏えいしている。個人情報保護関連法令に基づき、組織的

チェックを行うなど、個人情報の適切な管理を行うこと。」でございます。

事案の概要でございます。

令和2年5月13日、当課は、平成30年5月に発生した県立高校におけるいじめ事案に係る再調査報告書の概要版のPDFファイルを県ホームページに掲載いたしました。この概要版には、マスキングを3か所行っております。

令和5年8月4日に、庁内関係課から、当該報告書のマスキング部分の情報が特定の操作により読み取られる可能性がある旨の指摘を受け、確認しましたところ、指摘どおりの状態であることが判明いたしました。

対応状況でございます。

事案判明後、直ちにホームページ掲載資料の更新を行いました。また、県政情報文書課に事案を報告するとともに、関係者の方々に対し、事情を説明いたしました。

本事案では、報告書をワードで作成し、同ソフトの機能で文字の一部をマスキング加工した後、PDFファイルに変換してホームページに掲載しておりました。この手順で作成したPDFファイルでは、マスキングを施した部分の文字情報も、特定の操作を行うと閲覧可能となるとの認識が不足しておりました。また、組織的なチェックも不十分でありました。

このため、再発防止策として、1つ、個人情報など秘匿性のある情報を含んだ資料を公表する場合は、その内容・手段に応じ、個人情報を保護するための方策を十分検討、確認すること、2つ、一部情報をマスキング処理する場合は、マスキングした内容が閲覧できないように確実な加工処理を行うこと、3つ、公表資料作成後は、チェックリストを用いて複数の職員による組織的な確認を徹底することといたしました。

今後、同様の事例が発生しないように努めてまいります。

説明資料のほうに移らせていただきます。

資料51ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額がありますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

一般会計の歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

中段の社会福祉施設費について、不用額1,006万円余の主なものは、女性一時保護管理運営費の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

下段の児童福祉総務費について、不用額5,749万円余の主なものは、子育て家庭支援事業の実績が見込みを下回ったことによる減でございます。

58ページをお願いいたします。

上段の児童措置費について、不用額2億928万円余の主なものは、児童手当市町村交付金の実績が見込みを下回ったことによる減でございます。

下段の母子福祉費について、不用額2億4,869万円余の主なものは、児童扶養手当支給事業費（扶助費）の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

59ページをお願いいたします。

児童福祉施設費について、不用額6,121万円余の主なものは、児童養護施設等人材確保・育成事業の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

60ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額がありますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

歳出について、不用額1,278万円余の主なものは、貸付実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

続きまして、附属資料の16ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

上から2段目の子育て家庭支援事業については、資材の調達に不測の日数を要し、繰り越したものです。

17ページをお願いいたします。

上から1段目の清水が丘学園整備事業については、児童棟の新築工事や土地の造成工事などに不測の日数を要したため、繰り越したものです。

その他の事業については、国の補正予算による事業の実施であり、年度内の執行が困難なため、繰り越したものです。

いずれの事業も、年度内の事業完了に向け取り組んでまいります。

27ページをお願いいたします。

収入未済について御説明させていただきます。

児童保護費負担金でございます。

これは、児童養護施設等への入所措置に伴う保護者負担金でございます。

まず、1の歳入決算の状況について、不納欠損額が371万円余、収入未済額が4,978万円余となっています。

児童保護費負担金は、児童福祉法に基づき、保護者の所得に応じた負担が定められておりますが、親が虐待を否定するなど入所に納得していないケースもあること、生活に困窮している世帯が多いこと等により、どうしても収入未済が発生しているところです。

2の収入未済額の過去3年間の推移ですが、令和5年度は、前年度から額にして696万円余の増となっています。

3の収入未済額の状況ですが、債務件数は5,231件、そのうち分割納付中が2,698件で全体の5割を占めています。また、非協力的なケースが2,293件、生活困窮が181件、所在不明が59件という状況です。

未収金対策でございます。

預金調査の実施や文書等による催告を継続的に実施しています。

未然防止対策ですが、新規ケースについて、入所時の保護者説明の徹底、口座振替手続の推奨などの取組を行っています。一気に削減することはなかなか難しい状況ではございますが、地道に丁寧にコンタクトを切らさぬよう、引き続き未収金の解消に努めてまいります。

28ページをお願いいたします。

上段の要保護児童進学応援資金につきましては、児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する児童に対し生活資金を貸し付ける制度として、平成27年度まで実施していた事業で、収入未済額が27万円余生じております。

2段目の年度後返納は、主に児童扶養手当の返納金で、年金受給等により手当の受給資格を失った後にも手当を受け取られていたため、返納が生じているものです。

収入未済額が1,910万円余となっています。

次に、収入未済額の3か年間の推移です。

応援資金は、前年度から変わりありません。児童扶養手当返納金は、前年度から18万円余の減。子ども食堂活動緊急支援事業補助金は、前年度から21万円余の増となっております。

29ページをお願いします。

3の収入未済額の状況につきまして、要保護児童進学応援資金の債務件数は1件でございます。児童扶養手当返納金につきまして、債務件数は69件で、30件が分割納付中、21件が生活困窮、18件が非協力的という状況です。子ども食堂緊急支援事業補助金につきましては、債務件数は1件でございます。

4の未収金対策につきまして、いずれの債権につきましても、債務者と丁寧に連絡を取りながら、納付の勧奨と確認に努めております。

児童扶養手当返納金につきましては、訪問回数、催告回数を増やすなど取組を強化しておりまして、各福祉事務所において、夜間の催告、分納計画の見直し、家庭訪問等を実施しております。

新規認定請求時や現況調査提出時に、本人の自署による確認書を受給資格者全員から徴収し、届出義務の周知を行っております。

子ども食堂活動緊急支援事業補助金は、コロナ禍の中で子ども食堂を続けていくための資材購入等の費用を助成した事業でございます。

概算払いをしておりましたが、事業実施後の精算において未使用分の返還が生じたものです。債務件数は1件ですので、家庭訪問をしながら回収を図ってまいります。

30ページをお願いいたします。

特別会計の収入未済でございます。

上段の母子父子寡婦福祉資金貸付金につきまして、母子家庭等に対し修学資金や生活資金などを貸し付けるもので、償還金の収入未済額が4,617万円余生じております。

次の段の年度後返納につきまして、学校を中退した場合など貸付中止時に発生するもので、収入未済額が113万円余となっております。

2の収入未済額の過去3年の推移ですが、前年度から208万円余の増となっております。

31ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況ですが、債務件数は合計で303件、うち、64件が分割納付中、生活困窮が190件、所在不明が12件、非協力的が37件という状況です。

次に、未収金対策につきまして、下から2番目のポツでございます。

債務者を徴収困難性により4分類に分けて管理することで、効率的な徴収活動の実施に取り組んでおります。

38ページをお願いいたします。

不納欠損でございます。

児童保護費負担金につきまして、備考欄に記載しておりますとおり、債務者の生活困窮等を理由に、500件、371万円余を不納欠損処理しております。

39ページをお願いします。

特別会計の不納欠損です。

母子父子寡婦福祉資金貸付金につきまして、備考欄の記載にあるとおり、債務者が破産手続による免責許可決定を受け、連帯保証人から消滅時効援用の申出があったため、34件、17万円余の不納欠損処理をしております。こちらの案件は1件ですが、償還回数34回分の不納欠損ということでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。

○高三渚障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、62ページ、お願い申し上げます。

歳入についてでございますが、不納欠損額、また、収入未済額がありますので、後ほど附属資料で御説明をいたします。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、代表的なものとして、67ページをお開きいただきます。

3段目でございます。

障害者福祉施設整備費補助が主なものでございます。

これは、備考に書きましたように、国の内示額の減、また、翌年度への繰越しというふうなことでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

71ページでございます。

まず、障害者福祉費につきまして、不用額11億2,989万円余の主なものでございます。

障がい者福祉施設整備費、これは、令和5年度経済対策分でございますが、国庫内示額が所要額を下回ったというものでございま

す。

次に、72ページ、中段でございます。

児童措置費を御覧いただきます。

不用額1億5,403万円余の主なものにつきましては、障害児の施設の入所または通所の利用実績が見込みを下回ったというものでございます。

次に、下段の児童福祉施設費につきまして、不用額1億59万円余の主なものにつきましては、こども総合療育センター、ここにおきまして、措置入園児の数の見込みが下回ったというものでございます。

次に、73ページをお開きいただきます。

公衆衛生総務費でございます。

不用額2億922万円余、この主なものにつきましては、医療施設近代化施設整備事業についてでございます。実績が見込みを下回ったものでございます。

繰越しの関係でございます。

附属資料18ページを御覧いただきます。

まず、明許繰越しにつきましてですが、1段目、事業者等管理システム保守委託事業があります。

これは、諸手続によりまして不測の日数を要したものでございますが、既に完了をしております。

2段目、障がい者福祉施設整備費でございます。

これは、需要の高まりによりまして資材の入手に不測の日数を要したものでございます。既に完了をしております。

3段目、障がい者福祉施設整備費、令和5年度経済対策分でございますが、19ページ、3段目、性被害防止対策支援事業までですが、これは、国の補正予算による事業の実施でありまして、年度内の執行が困難であったものでございますが、今年度内の完了予定としております。

4段目、こども総合療育センター管理運営費でございます。

諸手続によりまして不測の日数を要したというものでございますが、既に完了をしております。

続きまして、20ページでございます。

20ページ、事故繰越につきまして御説明申し上げます。

障がい者福祉施設整備費、令和4年度の経済対策分でございますが、2か所合計で7億232万円の事故繰越を行っております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、工事の技術者確保に不測の日数を要したというものでございます。年度内の事業完了が困難になりましたものですから、やむを得ず事故繰越を行ったものです。しかし、年度内の完了の予定でございます。

続きまして、収入未済でございます。

32ページを御覧いただきます。

1、歳入決算の状況を御覧いただきますと、児童保護費負担金でございます。610万円余の収入未済が発生をしております。

これは、障害児を児童養護施設等へ入所措置した際に伴います扶養義務者の負担金でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は1,209件でございますけれども、うち841件は分割納付中でございます。残りは、措置自体を不服として協力が得られないなどの理由によりまして、収入がなされていないものでございます。

次に、33ページ、1の歳入決算の状況を御覧いただきます。

こども総合療育センターの負担金につきまして、12万円余の収入未済額が生じております。

これは、先ほどの児童保護費負担金のこども総合療育センター分でございますが、3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は9件でございます。協力が得られないなどの理由によるものでございます。

前のページの児童保護費負担金及びこども

総合療育センター負担金の未収金対策につきましては、福祉総合相談所に徴収専門員を配置しまして、電話や文書によります催告、また、預金調査などを実施いたしまして徴収促進に努めているところでございます。

また、新たな債務発生を抑制するために、負担金制度の仕組みなどについて十分説明を行うほか、口座の振替等を推奨しております。

今後も引き続き、未収金、収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、34ページ、お願いを申し上げます。

各種団体の精算返納金で10万円余の収入未済額を示しております。

これは、令和2年度分の国庫補助金の返納金でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は1件でございます。

返還対象となりました事業所は、既に廃止になっております。法人代表者の生活困窮を理由として収入未済となっているものですが、分割納付の申出がっております。

分納計画を提出していただいておりますので、計画どおりの納付が行われますよう進捗管理を行ってまいります。

最後に、不納欠損でございます。

40ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係ります不納欠損が合計で12名分でございます。140件、39万円余を生じております。

これは、債務者の生活困窮などによりまして、再三の督促にもかかわらず、時効が成立し、債権が消滅したものにつきまして、不納欠損処分を行ったものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

御説明に入ります前に、1つおわびを申し上げます。

説明資料の74ページ、備考欄におきまして、一部表記誤りがございましたので、正誤、2つの表をお手元にお配りさせていただいております。

74ページにつきましては、マル正と記載をしております表を御覧いただきますようお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入ります。

まず、歳入について御説明をいたします。

正誤表をお配りしております。

74ページからになります。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。ただし、収入未済額がございますので、こちらにつきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明をさせていただきます。

説明資料の76ページをお願いいたします。

国庫補助金のうち、予算現額と収入済額の差が大きくなっておりますものについて御説明いたします。

76ページの2段目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

これは、当交付金を財源とする物価高騰対策事業、医療機関分を全額令和6年度に繰り越したことによるものでございます。

77ページをお願いいたします。

繰入金の地域医療介護総合確保基金繰入金につきましては、予算現額と収入済額との差が大きくなっております。

こちらにつきましては、当基金を活用した事業の実績減に伴う基金繰入金の減となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

79ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきましては、不用額が3億9,359万円余でございます。

これは、物価高騰対策事業、医療機関等分などの実績額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

また、翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

80ページをお願いいたします。

予防費につきまして、不用額が50億5,198万円余でございます。

これは、医療機関の設備整備や入院病床確保など、新型コロナウイルス感染症関連事業の所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。こちら、翌年度繰越額につきましては附属資料で御説明をいたします。

81ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費について、不用額が2,185万円余でございます。

こちらは、医療従事者勤務環境改善推進事業などの所要額が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、附属資料の21ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明をさせていただきます。

いずれも明許繰越になります。

まず、医療施設等施設・設備整備費につきまして、上から3段、3件繰越しをさせていただいております。

3段目の事業は、医療機関における電子処方箋の導入等に対する助成でございまして、国の経済対策に対応した令和5年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、やむを得ず繰り越したことになります。

4段目、5段目の病床機能分化・連携推進事業につきましては、地域医療構想に基づき、病床再編等に取り組む医療機関における施設設備整備への助成です。

いずれも、需要の高まり等により資機材の入手、労務者の手配、調整に不測の日数を要し、繰り越したことになります。

6段目の物価高騰対策事業（医療機関等分）、7段目の看護・福祉職員等処遇改善推進事業（看護分）（経済対策分）につきまして

は、いずれも国の経済対策に対応した事業になりまして、2月補正予算で予算措置をしていただいたものでございますので、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、今御説明をいたしました事業につきましては、いずれも今年度内の事業完了を見込んでいるところでございます。

続きまして、収入未済について御説明をいたします。

同じく附属資料の35ページをお願いいたします。

当課におきましては、収入未済となっております項目が2点ございますので、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、1の歳入決算の状況を御覧ください。

上段の医師・看護師等修学資金貸付金償還金における収入未済額は、295万円余でございます。

未収金が発生しておりますのは、看護師等を対象にした貸付金でございまして、この貸付金は、看護学校卒業後、県内の病院や診療所等において、3年または5年間継続して看護業務に従事した場合は、返還が免除されるものとなっております。

ただし、看護師等免許が取得できなかった場合ですとか、看護業務に従事したものの、義務を果たす年限、対象医療機関での業務に従事できなかった場合などにおいて、貸付金の返還義務が生じるものでございます。

36ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況でございますが、令和5年度末時点で滞納者は8名で、返還義務が生じたものの、経済的な状況等により返還が滞った方となっております。

4の未収金対策でございますが、1の新たな未収金を発生させない取組として、(1)、(2)として、貸与者に貸付申請時から本事業の趣旨やルールを意識づけを徹底するととも

に、(3)として、返還義務者の返還期限が過ぎた場合において、直ちに当課から早期履行を求める連絡を行うことを徹底しております。

次に、2の過年度からの滞納者への対応といたしまして、令和5年度当初は10名でしたが、定期的に電話連絡、自宅などの訪問により、現在の収入状況等を聴取した上で、分割により納入可能な額を協議し、返済計画の見直し等を行ってきております。

こうした取組の結果、昨年度は、2名の方に完納いただいております。

引き続き、新たな未収金の発生防止と滞納累積防止に努めてまいります。

申し訳ありませんけれども、1ページ戻っていただきまして、35ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況の2段目を御覧ください。

年度後返納の収入未済額が3,000円ございます。

これは、補助金の返納義務が生じた者が破産をしたために生じたもので、裁判結果による配当待ちの状況であったものでございます。

なお、今年度に入りまして、破産法による配当手続が進み、本年8月に配当金を受け入れております。配当金は263円ということになっております。

医療政策課は以上でございます。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

まず初めに、定期監査における指摘事項について説明させていただきます。

お手元の監査結果指摘事項の資料でございますが、2ページ目の中ほど、(2)国庫負担金の事務処理についてでございます。

指摘事項は、「後期高齢者医療給付費等国庫負担金について、交付額確定に伴う返還金

の事務処理が遅れ、熊本県後期高齢者医療広域連合から国への返還ができなかったことから延滞金が生じ、県が全額負担している。」

「法律に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うなど、再発防止を徹底すること。」となっております。

次に、事案の概要を御説明いたします。

令和3年度の後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付額確定に伴う返還について、県が必要な事務処理を行わなかったため、国費の納入告知書が広域連合へ送付されず、納期限までに広域連合から国への返還ができませんでした。その結果、広域連合に国への延滞金2,106万2,954円が生じました。

その後、昨年、令和5年12月県議会におきまして、和解及び損害賠償額の決定について議決をいただき、令和6年3月1日、県から広域連合に延滞金相当額を支払い、令和6年3月7日、広域連合が国に延滞金を納付したというのが事案の概要となります。

次に、対応状況を御説明いたします。

再発防止策として、事務の一連の流れが分かるチェックリストを作成し、担当から所属長まで複数で進捗状況を確認する体制を取り、県からの納入告知書発行手続を確実にを行います。また、広域連合と相互に手続の確認を行うなど連携を密にして、今後同様の事例が発生しないよう努めてまいります。

監査の指摘事項は以上となります。

続いて、令和5年度決算でございます。

説明資料の82ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、83ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきまして、不用額3億8,454万円余が生じております。

これは、市町村の保険給付費の実績額が見

込みを下回ったため、県の法定負担金に不用が生じたものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計の分でございます。

84ページから87ページまでが特別会計の歳入になりますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続きまして、飛びまして、88ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

国民健康保険運営費につきまして、不用額63億3,339万円余が生じております。

これは、予算を計上する際に見込みました医療費よりも実際の医療費が下回ったことから、医療費に連動します保険給付費についても実績額が下回ったことによるものでございます。

医療費等につきまして、今後ともの確な見込みに努めてまいりたいと考えております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料89ページをお願いいたします。

健康づくり推進課は、一般会計及び国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

まず、一般会計についてです。

歳入につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

92ページをお開きください。

公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額の48億661万円余の主なものは、指定難病医療費や原爆被爆者に対する手当の支

給額が見込みを下回ったことによる執行残及び新型コロナウイルス感染症に係る軽症者等療養支援体制整備事業の施設運営に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

93ページをお願いいたします。

予防費でございます。

これは、ハンセン病に関する事業費で、不用額の106万円余は、扶助費等の実績額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

これは、特定健康診査や糖尿病予防に関する事業で、不用額の110万円余は、糖尿病対策事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、94ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、繰入金、繰越金がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。95ページになります。

公衆衛生総務費でございます。

これは、主に国保ヘルスアップ支援事業に係るもので、不用額の2,772万円余は、事業に係る報償費や委託料などの執行残でございます。

健康づくり推進課は以上です。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の96ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、96から98ページになりますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続きまして、歳出につきましては、99ページからになります。

100ページをお願いいたします。

下段の薬務費について御説明いたします。

不用額2,402万円余の主なものにつきましては、特殊医薬品需給費等の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

翌年度の繰越額につきましては、附属資料で御説明いたします。

それでは、続きまして、附属資料の22ページをお願いいたします。

今年度に明許繰越しとなった事業、5件について御説明いたします。

物価高騰対策事業4件及び電子処方箋の活用・普及促進事業につきましては、令和5年12月及び2月補正予算による事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、やむを得ず繰り越したものでございます。

これらの事業につきましては、年度内に事業完了の見込みでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 御説明ありがとうございます。

資料で言いますと、附属資料の23ページ以降、富安社会福祉課長、ちょっとお尋ねしたいと思います。

冒頭、下山部長から、未収金のところで、生活保護費の返還金や児童保護費の負担金がある、未収金の性質上、徴収に苦慮するもの云々、確かに、一概には言えないかもしれませんが、対象となる方が生活困窮されている方とか、いわゆる低所得層、世帯という方が多いので、やむを得ない部分もあるのかなあ

と思っております。

そういう状況の中であって、ここ数年の決算委員会での議論でも把握いたしましたが、非常に限られた手法なり手段をいろいろ駆使して頑張っているという意味で、一定の評価、我々もできると思っております。

そこで、すみません、ちょっと最近離れておりましたのであれですけども、生活保護費返還徴収金、生活保護費というのは支給するわけでしょうから、返還の対象になるのは、その要件を外れているのに支給したとか、要件以外の人に使われたのを返還を請求するということですか。

○富安社会福祉課長 ここで言う徴収金につきましては、ちょっと説明でも申し上げましたが、例えば、収入が生じた場合に、いわゆる公費は不要になるものですから、簡単な言い方しますと、返還していただく形なんですけれども、例えば、障害者の方で障害者年金を受給できるということになりますと、遡って受給を受けられるものですから、これはかなりの数字になるんですけれども、そうすると、生活保護費を算定する上での収入というものがかなり増えるような形のものですから、生活保護費は、不要になった分は返還していただくと、そういう形の分であります。

○松田三郎委員 すみません、説明しましたけどと言われれば、聞いとらぬですみませんでした。要は、要件が外れたけれども、過去に遡って支給してた事実があるからということ。

それで、質問というのは、私、多分、これは相殺は無理だろうと。ここに書いてあるように、取組の中で、法改正があつて相殺範囲が拡大された。ということは、例えば、今おっしゃった、また、この生活保護の要件を満たすようなことになったときに、その生活保

護費の一部分と相殺、過年度の未収金という
か、債務を相殺することが一定の限度までで
できるということですか。

○富安社会福祉課長 ここで意味するところ
は、受給されている方で、先ほど、大きな収
入が生じて、それを使ってしまって、もう返
還できないというような事態になりますと、
生活保護費自体は受給しますので、相殺がで
きるようになった形なんです、目安としま
しては、単身世帯で5,000円、世帯で1万円ま
でって形で、月額、少額ではございますが、
そういった相殺ができるようになったという
意味でございます。

○松田三郎委員 だから、未収金があって返
済してないので減額しますよというのは、事
実上相殺の限度を超えたりするので、それは
法律上できないってことですね。

○富安社会福祉課長 そこまではちょっと難
しいかと思います。

○松田三郎委員 最後に1点ですが、たし
か、その生活保護費の負担割合、原資とい
いますか、国と、あと、市の場合が市、町村の
場合が県が2分の1ずつか何かというのが、
割合はまた教えていただきたいと思いま
すが、返済があった場合は、それは案分して、
それぞれに入るわけですか。

○富安社会福祉課長 正確には、負担割合
は、国4分の3で、いわゆる福祉事務所や実
施している自治体、松田議員がおっしゃった
県なり市なりは4分の1って形でございま
して、例えば、先ほど、最後に不納欠損の話を
しましたけれども、不納欠損を処分をした場
合は、国から4分の3はバックがされるとい
うような、そういう制度にもなっております。

○松田三郎委員 返済があった分は、丸々あ
れってことですね。

○富安社会福祉課長 すみません、返済があ
った分につきましては、もうそのままとい
いますか、回収するような形になります。

○松田三郎委員 だから、これでいくと、単
純に福祉事務所があるところだから、市は市
でやっぱり未収金があって、いろいろ苦勞な
さっているという状況は、県とあまり変わら
ないということでしょうか。

○富安社会福祉課長 基本的に、熊本市な
り、熊本市以外の一般市なりも同じように苦
勞しているようなところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

最後ですけれども、状況を見ておりまし
て、生活困窮というのは、さっき言いました
ようにやむを得ないかで、非協力的というの
が毎回出てきますが、これも、そこそこの割
合あるわけですね。非協力的だから、生活
困窮みたい、払おうと思うけれどもできな
いんですよという事情じゃなくて、これもい
ろいろあるんでしょうけれども、文句言われ
たりとか、まさに非協力的な対応、幾つか代
表的なのを教えていただきたい。

○富安社会福祉課長 私が一番記憶にありま
す、なかなか回収が難しい方には、当課の徴
収専門員が当たっているんですが、少なくと
も月1回は毎回行っているんですけれども、
まず、呼び鈴鳴らしても会ってくれないって
話と、出てこられても、話はないっていうよ
うないきられて、ばたんと閉められる、それ
が毎月——私、4月から来ましたが、
毎月毎月そういう状況でございます。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○竹崎和虎委員 関連していいですか。同じこの附属資料の23ページから収入未済に関する事項が最後のページまでありますが、まだ決算が2回目で、初歩的なところを聞くかもしれないけれども、未済額の状況の中で、未収金の種類の中に法的措置ってやつがありますよね。これはどうなった場合に法的措置に移るか、教えてください。各課、対応が違うのか、分野で違うのか分かりませんけれども。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

不正受給につきまして、昨年度は、いわゆる刑事事件、詐欺罪のほうで告訴するというようなことを、これは多分初めてじゃないかなと思いますけれども、そういう措置をしたことがございます。

○竹崎和虎委員 36ページなんですけれども、医療政策課さんの中で、法的措置が1件、3,000円あるんですけれども、これはどういう案件ですか。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

36ページの年度後返納のところに法的措置とございますのは、これは、補助金の返還義務が生じた方が破産をいたしましたので、破産法に基づきまして、いわゆる資産の配当を裁判所が行いますので、そういう意味での法的措置というくくりになってございます。

○竹崎和虎委員 分かりました。すみません、私は、その読み取り方がちょっと分からなかったもんですからお尋ねしたところで。

ありがとうございます。すみません。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩本浩治委員 同じように生活保護関連でございまして、生活保護で本人が借りてた場合に、生活保護を受けてた場合に、本人が払う能力がないと、そういうときに徴収する範囲は家族に出てくるのか、同一家族でなければ、兄弟であつてもそういう義務が発生するのか、市町村によって違うと思うんですよね、取り方が。あくまでも本人の徴収ということでもいいわけですか。

○富安社会福祉課長 基本的には、個人じゃなくて世帯で生活保護受給していますので、世帯の中から返納していただくというような形になるかと思います。

○岩本浩治委員 世帯で、兄弟がおつて、兄弟の人が別世帯を構えてた場合、それはどうなりますか。

○富安社会福祉課長 例えば、兄弟の方に行く場合は、生活保護受給者の方が亡くなったりして相続が発生した場合は、その兄弟の方のほうで返済義務を負う形になりますが、多くの場合は、相続放棄をされるケースが多いというふうな状況でございます。

○岩本浩治委員 市町村によって違うんですね。例えば、兄弟ですから、あなたはよその県におつても、本人さんが生活保護を払わないから、兄弟の人でも払ってくださいという市町村もあるんですよね。これは、やっぱりちゃんとはっきりしておかなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

○富安社会福祉課長 市町村で異なるということはございませんので、やっぱり通常、繰

り返しになりますが、受給者本人が死亡されたりして相続された場合、相続に対して請求をするのは、ある意味当然でございますので、そこをきちんと請求するかしないかというのが、市町村のほうで対応に差が出ているんじゃないかなと今思いました。

○岩本浩治委員 いや、そういうのは何度もケースがありましたからね。市町村によって対応が違うもんですから。中には、県外におる子供からも取ってくださいというのがあったんですよ。それはおかしいんじゃないかと。親が生活保護で払わないから、県外におる子供に対しても請求をしてください、それを代理で取ってくださいって言われたことが何度もあるんですよ。ただ、それはやっぱりちゃんと統一しておかなければおかしいんじゃないかなと思ひまして、ちょっと感じたもんで、それはやっぱり明確にちゃんとしておかなきゃいけない。死ななければ、生活保護受給者が直接払わなきゃいけないということですよね。

○富安社会福祉課長 ちょっと繰り返しなんですけど、やっぱり相続が発生すれば、相続人に請求しますし、放棄されれば請求はできないって形で、我々、市も含めて福祉事務所、指導監査しておりますので、今、岩本議員の御意見、御指摘を踏まえて見ていければなと思っております。

○岩本浩治委員 十分分かりました。よろしくをお願いします。

○池田和貴委員 今のにちょっと関連してお尋ねしたいんですが、世帯の場合には、いわゆる徴収をするってことなんですけれども、実際の延滞とか、これが発生した後に、世帯分離というか、いわゆる外した場合、この場合は、なったときに世帯に入れば、例え

ば、その後世帯を分けたとしても、いわゆる支払う義務というのはそのまま残るのか、それとも世帯を分けたときにその義務から外れるのか、そこはどうなんですか。

○富安社会福祉課長 池田県議が最初おっしゃったように、基本的には、3人おられて、うち1人が世帯分離された、世帯分離される前の分については、やっぱり、いわゆる返済義務があるなら返済義務を負うという形になります。

○池田和貴委員 そのまま残るわけですね。その時点で、例えば世帯分離しても、いわゆる支払いの義務が発生している世帯にいた場合には、そのときの分は、世帯分離しても残るということによかったですね。

○富安社会福祉課長 おっしゃるとおりかと思ひます。ただ、大体世帯分離される場合は、大学に行かれたりだとか、そういう方ですので、基本的にはなかなか返済するのは現実的には難しいんじゃないかなと思ひます。

○池田和貴委員 分かりました。ありがとうございました。

○西村尚武委員 説明ありがとうございます。

私は、説明資料の92ページの公衆衛生総務費ですか、私のは単純な質問です。よろしいですか。

予算現額が約75億円で、不用額が48億円と大きな不用額が出ていると思うんですが、その中で、不用額が生じた理由で、指定難病医療費や原爆被爆者に対する手当の支給額が見込みを下回ったという部分と、あと新型コロナウイルス関連と、これは、やはり新型コロナウイルスのほうがウエートとしたら多いんですか、もう少し詳しく説明していただきたいと思ひ

ます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

議員御指摘のとおり、この軽症者等療養支援体制整備事業、これが48億ほど組んでおりましたけれども、実際には、昨年5月7日で業務は終わっておりますので、実際にかかりました経費は、もう1億ちょっとというところでございまして、この48億のうちのほとんどがこのコロナの軽症対策費の事業費でございます。

あと、指定難病と原爆のほうも合わせまして、4,000～5,000万ほど執行残が出ておる状況でございます。

以上でございます。

○西村尚武委員 分かりました。じゃあ、ほぼ終わっているということですね。

○小夏健康づくり推進課長 はい。

○西村尚武委員 分かりました。ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 58ページです。子ども家庭福祉課ですけども、母子福祉費として不用額、これもちょっと大きいんですけども、児童扶養手当支給事業費(扶助費)等の実績額が見込みを下回ったためというふうに書いてありますが、いろんな事業をされているのはもう存じておりますし、すごく充実したいろんな支援がなされているところも知っているんですけども、なかなかここまでにたどり着かない方たちがいらっしゃるのではないかなというお声をちょっと聞いています。

各市町村にやっぱり任せる形になると思う

んですけども、そこでのなかなか手続の煩雑さとか、どこに行けばいいのか分からないとか、いろんな意味でそこまで到達しない方がいらっしゃるということを、ちょっと最近いろいろ御相談で聞きますので、この不用額が多分いっぱい、予想では、例えば、その歳出の予算を、このぐらい要るんじゃないかというふうに思われていたのが少なくなったという理由、私は、こういうことを現実聞いたんですけども、どういうふうに思っているのかなと思って質問します。

○中村子ども家庭福祉課長 不用額のところで2億4,800万円余ございますけれども、大きなものとしたしましては、低所得の子育て世帯に対する給付金ございましたけれども、その給付金のところで、市町村のほうで見込んでいただいたんですけども、その見込みがちょっと見込みよりも少なかったということで金額が大きくなっております。

それから、今委員御質問ありました、様々な制度が整っているけれども、実際の困難を抱える方といいますか、独り親世帯ですとか、そういったところまでいっていないという御指摘でございますけれども、例えば、離婚をしましたときに養育費あたりが十分もらえないですとか、そういった課題ございます。実際、それに対するために公正証書を取って書面で残すことによって、離婚した相手方からしっかりお金を取るというような制度もございますけれども、そういったときに、例えば、市町村の窓口で、離婚をするときに市民課に行くときと、その独り親になったとき福祉部局、その連携がしっかりうまくいきますと、そういったところがちゃんと福祉のほうにしっかり届きますので、そういったことを、予算的にはゼロ予算みたいな形にはなりますけれども、そういった行き届くような気配りといいますか、しっかりした取組をやっていきたくて考えております。

以上です。

○岩田智子委員 ぜひ、各市町村の役場や役所に、そういうふうに御指導お願いしたいなというふうに思います。

続けて、子ども食堂の件で、今回、未収がありましたね、何か子ども食堂も。この附属資料の29ページ、子ども食堂活動緊急支援事業補助金の収入未済というところに出てますが、本当に子ども食堂されている方だと思うんですけども、子ども食堂をされている方がやっぱり支援をするためにされているにもかかわらず、やっぱりそこがこういうふうな状況になってしまったということで、とてもちょっと驚いているというか、ちょっとショックなんですけれども、熊本県は、子ども食堂にも支援、市町村なりにいろいろ支援をされていると思うんですけども、大体金額的にはどのぐらいされているのか、お聞きしたいんですけども。

○中村子ども家庭福祉課長 令和4年度のこの子ども食堂活動緊急支援事業でございますけれども、これにつきましては、約50万円の支援ということでございました。実際、立ち上げの部分で支援をしたものでございますけれども、資材とかを買われて事業の実績を報告していただければよかったんですけども、資料を整える部分で十分領収書が整っていないですとか、そういった部分もございまして、今回の21万7,000円の未収金となっております。

以上でございます。

○岩田智子委員 やっぱ行政が行わなくちゃいけない支援というのが何なのかちょっと考えさせられるなというふうに思いましたので、これから次年度の、これからのことで、いろいろちょっと考えていただきたいなというふうに思います。私も一緒に考えたいなと

思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 今回の質問は、ちょっといろんなところであるのじゃないかなと思ってるので、課を指定するのはちょっと難しいので、部長に聞くような形になるんですけども、自分のところで該当するというところがあれば、ぜひそこからお答えいただければと思うんですけども。

部長の最初の概要説明の2ページ目にも書いてありますように、健康福祉部は、非常に業務量が多い状況にあって、時間外勤務も課題になっているということになっています。働きやすい環境を整えなきゃいけないということで頑張っていきますというようなお話があったかというふうに思います。

健康福祉部の業務って、健康福祉部でもやるんですけども、いろんな外部団体をお願いしているところも多いと思うんですよね。とすると、委託されている外部団体も、もしかしたら同じような状況を抱えているかもしれないですよ。

で、今回の予算措置でもあるように、今年度は、物価高騰対策ですとか、コロナ対策ですとか——例えば、令和4年度はどうだったかな、最低賃金の大幅引上げがあったのかな、あったんですけども、ということは、委託費も、最初、年度当初決めたのも、例えば、最低賃金が大幅に値上げた年の途中からというのは、やっぱり委託先も大概苦勞するんじゃないかと思うんですよ。そういった声は、委託先から、何とかしてくれという声が届いてないのか、または、そういったことも少し考慮しながら対応したことがあったのかどうなのか。ちょっとそういうところをお聞かせ願いたいなと思うんですけども。

○下山健康福祉部長 すみません。例えば、建物の管理でありますとかいろんな業務があると思うんですけれども、私もちょっと契約の詳細、例えば、その年度内に不測の事態が生じて、例えば、2月補正で財政課と協議して一部増やしたとかということが事業によってはあるのかもしれない。すみません、そこはちょっとまた検証してみないといけないんですけれども、何かコロナでいろいろ発生した事案のときには、そのような対応をした記憶が、総務部にいたときの記憶としてございます。

ただ、例えば、賃金増に伴って当然に全体の委託料を上げたとか、そこまではしていないと思いますので、もともと予算の中で、その中で設計をして事業量決めて委託料というのは決まっていきますので、委託料のその設計をどのようにするか、例えば、業務量、じゃあ減らすのかとか、効率化するのかとか、いろんな方法があると思いますので、また、今から来年度予算に向けて設計等をしてまいりますので、池田委員おっしゃったような本庁とかの行政業務も大変であるんだけど、委託先とかその関係団体とかがやっていく分の業務量とかその支出についても、丁寧に見ていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員 これは、業務を受けたところから、個人的に、やっぱり厳しいんだという話は、私も幾つか聞いているんですよね。やっぱり今の状況だと、社会的必要だと思って受けているけれども、なかなかやっていくの大変だ、本当、上げてほしいんだけど、なかなか言い出せないとか、言ったんだけど、ちょっとなかなか意に沿うような回答をもらえなかったとか、やっぱりそういう話も幾つか聞こえてきているので——いわゆるその委託費って、例えば医療費と一緒

で、もう最初に決まった金額は変えられないので、例えば、医療機関とかそういうところには、物価高騰対策とかでやっているんですけれども、それは、委託先も一緒なんじゃないかと思うんですよね。当初に委託費を決めたら、そこから全然動かせないということになったら、やっぱりそういうところも考えてやっていかないと、本来、やっていかなければいけない最終的な目標を達成するのに支障が出てこなければいいなというふうに思っています。

ここ2年ぐらいは、最低賃金が大幅に上がってきているんですよね。そうすると、委託先の人件費も当然上がらないとおかしいので、ただ、予算を見てみると、委託費用って前年度と同じ金額だけ計上されているようなところも多々あるので、本当にそれで大丈夫なんだろうかなというのをちょっと感じているところもあるので、別に増やせと言っているわけじゃなくて、やっぱりそういうところは、きちんと聞いた上で今後も考えていったほうがいいのじゃないかなと思っております。

部長、何か一言ありますか。

○下山健康福祉部長 なかなか難しい質問だと思います。おっしゃるとおり、健康福祉部だけの問題ではないかと思えます。年度当初にした委託の目的が達成できなければ、それは意味がないことでもありますし、委託も、その随意契約だけではなくて、もちろん競争してやっていく分もあります。その競争のときの状況と変わっていくことというのは当然あり得ると思うんですけれども、基本的にはその辺も契約書の中である程度のみ込んでいただくようになっているはずなんです。

なので、簡単にはなかなか、契約を交わした後に変更というのは、そのような事由によってすることは非常に難しいと思うんですけれども、申し上げましたように、最初の設計

の段階でしっかり適正な設計額かどうかということも含めまして、当部については検討してまいりたいと思っております。

○池田和貴委員 おっしゃったように、例えば、随契ではなくて入札で、そこで自ら出した場合は、それはそのとおりだと思うんですが、ただ、やはり1者だけしか応募がなかったとか、もう自分が受けないと誰も受ける人がいないからとかというのも、もしかしたら福祉のような事業ではあるのかなと思っているんですよね。そういったところをしっかりとやっぱり目配りをしていただければというふうに思っています。

もう委託料は委託料でこれは決まっているし、これは増やせないの、前年度と一緒にすることではなくて、やっぱりきちんと今の情勢も見ながら、本当にそれが適正なのかということを検証していただければいいかというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 資料だと41ページ以降で、ここだけということじゃありませんが、竹中子ども未来課長、ちょうど国から来られているので、そっちの立場もお分かりで、お答えいただきたいと思ひますし、場合によっては、県全体に関わることで、下山部長にも補足等がありましたらお答えいただきたいと思ひます。

いわゆる少子化対策というのは、ここ数年、全国的にといいますか、本県もそうであるように、また、県内の市町村も一生懸命頑張ってきておられます。

普通、政策とか成果を考えるならば、よくアンケートでありますように、子供をどうして産まないかと、1人産んだ方が2人目を

ちゅうちょする、なぜかという、大体経済的な理由というのが上位に来ると。その原因は大体分かっているわけですね、それ以外もあるとはいへ。そして、目的、目標は何かというと、生まれてくる子供さんの数がこれ以上減らないとか、増えるようにというところを目指して政策を打っていくわけだと思ひます。

だから、この主な施策の成果等々見ますと、かなり多岐にわたって、これは、別に子ども未来課だけではなくて、ほかの課あるいはほかの部も含めていろいろやっていたいているというところは評価をしたいと思ひますし、県内の市町村もいろいろやっていたいております。

ただ、どうしても限られた財源でありますとか、あるいは今の日本の法律の制度の中では、どうしてもこれをやりたいけれどもやれないというのと、さっき言いましたその財源の制約等々、どうしても一生懸命みんな頑張っても、いわゆる合計特殊出生率がだんだん下がってくるとか上がらないということになると、我々も議会からいろいろ提案をいたしますが、私が思うぐらいだから当然賢い皆さんは、もっといろいろなことを御存じでしょうし、他県であるとか国のほうも、いろいろなアイデアも実際に行ったりとかお考えなんだろうと思ひます。

ただ、どうしても、私は全面的に賛成じゃありませんけれども、合計特殊出生率なるものの、一定の指標でしょうから、これを中心に考えると、どうしてもそれが上がらないというのは、政策の効果が上がっているとまでは評価できないんではないかと思ひます。

ですから、ある方に言わせると、国が、1人生まれれば1,000万、2人目は2,000万、これだけ高額に見えるけれども、後々その生まれた子供さんが納税者になり、あるいは消費者になり、あるいはこの社会保障の支え手になることを考えれば、十分それはペイすると

いうことをおっしゃる方もいらっしゃると思います。

また、これは私が言ったんじゃないですよ。「一夫多妻制にすれば、ある程度解消するのじゃないだろうか」ということを言う方もいらっしゃるわけですね。ただ、やっぱりなかなかそれは、さっき言いました財源の問題であるとか法律の制度からいって、すぐすぐできるわけではないだろうというような意見を私も持っております。

一方では、もう少子化、あるいは私の選挙区のように過疎化した市町村のところをいろいろ考えると、もう人口が減って、将来日本の人口も8,000万ぐらいになるかもしれない。もう8,000万でやっていけるような社会、あるいは人口が減ってもやっていけるような市町村を考えて、もう幾らお金つぎ込んでも少子化は止まらない。だから、それを前提に社会が回っていくような仕組みを構築したほうがいいんじゃないだろうかという方もいらっしゃるわけですね。

それは、なかなか夢がないなと思いつつ、翻って、そもそも少子化対策というのが、我々が考えたのは何かといいますと、さっき言いましたように、将来的な納税者であるとか、将来的な社会保障のこの制度を支える人たちがこれ以上少なくならないように、また、一方では、地域にあっては、やっぱり子供さんがある程度いるというほうが活力にもつながるんだ、発展にもつながるんだらうと。だから、状況は厳しいけれども、みんなですべてやっぱりこれ以上子供さんが減らないようにしていきましょうねというのが共通のコンセンサスなんだらうと、大まかには思っております。

もちろん、子供を産みたくないという方もいらっしゃるわけですので、そういう方に強制をするということは思っておりませんが、やっぱり今の御時世、特に、男性が子供を産んでくださいとか、産んだほうがいい

いですよということ自体がはばかれるというか、批判を受ける。特に、男性の政治家が言うと非常に批判されるので、我々がちょっと腰が引けている政策の一つではないかと反省も込めて思っております。

それで、1つ思い当たるのが、さっき言いましたように、国が、ちょっと古い言い方かもしれない、国策として、やっぱり人口がこれ以上減らないように少子化に歯止めをかける。さっき言ったいろいろな理由で、それは当然考えてしかるべきだと思うんですね。

ただ一方で、産むか産まないか、出産だけ考えた場合は、やっぱりその女性の選択する権利であるという位置づけであるから、なかなかこれがこの議論としてかみ合わないというか、かみ合いにくい。

だから、ちょっと長くなりましたが、一番は、一番というか、幾つかある中の要因で、結婚、あるいは出産、アンケート取ると非常にネガティブな意見、お金がかかるとか、ちょっと大変だからと、いろいろなの聞きます。だから、ぜひ、この件だけじゃないんでしょけれども、環境を、結婚すると、こういういいことがあるんだよとか、出産して子育てするのは大変だけれども、こういう喜びがあるんだよというのを、できるだけ、お金がかからないと思いますので、啓発等々は必要かもしれませんが、そういうところが意外と、時間かかるけれども、大切なんじゃないかなあと思うようになってきました。

そこで、長々となりました。まず、課長、それから部長に、県がいろいろ今までやってきた政策で、これは有効だと、ただ、有効じゃないのは自ら言いにくいとは思いますが、もうちょっとこういうふうにすれば、決算委員会ですから、反省を込めて検証して来年度以降に結びつける意味で、こういう部分をもうちょっとやればいいんじゃないだろうか、自分の課に関わりないところは言いにくいかもしれませんが、国から来ていращや

る部分もございますので、課長あるいは部長に、その一端でもお答えいただければと思います。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

御指摘いただいたように少子化の問題というのは、国のほうにおいても、また県のほうにおいても、大きな危機感を持ちながら取り組んでいるという状況だと考えていますが、そういった中で、今御質問いただいた、有効だったその政策ということであれば、先ほど、結婚とか出産のネガティブなイメージがあるのじゃないかというようなお話もありました。

そういった部分について、これまでにつきましても、くまもとスタイルと言いながら、よかボスというものを打ち出しまして、そのよかボス企業ということで、企業において、従業員に対してだとか、いろいろな場面において、ちゃんとその従業員に配慮しながらやっているような企業だったらその宣言をするだとか、そういったことがありますし、それに対する一定の表彰を行うなど、それを用いながら機運醸成をするとかということもございますし、あとは、今知事が新しくなったということもなりつつ、あとは、こども基本法というのが昨年の4月に施行されて、それを踏まえまして、県のほうで初めてのこどもまんなか熊本・実現計画ということで表しまして、今中間整理を9月に行ったところでもあります。

それについて、今広くいろんな方から御意見を聞くべく、CMなども打ちながら意見を募集しているところでもあります。そのCMの中におきましても、家庭を持つだとかお子さんがいるということについての一定のネガティブなイメージがかなりあるというようなお話も聞いておりましたので、そういった部分、家庭を持つとかそういったところに夢

を持てるような、そういったCMになるという意味合いも込めましてCMをつくっている部分もございます。

そういったところが一定のイメージを醸成するだとか、あとは、その機運を醸成するとか、そういったことにつながるのではないかなというふうにも思っております。

先ほど御質問いただいたもののうち、2つ目で、何が有効でないといえますか、今後その改善の部分があり得るだろうかというところでもございます。その点については、これまで、先ほど申し上げたよかボスの取組などもやってきていますし、そのほかもちろん、そういったよかボス企業になったら、何かしらの、特典ではないですけども、そういったところだからこそ受けられる研修だとか、そういったところも設けつつ、ほかにも様々な運動会みたいな取組をするだとか、そういったこともございましたが、やっていくことによって、その当時非常に機運醸成につながる、特に先進的な取組とかであれば、そういったものがお役に立つ部分というのも多くあったのではないかなというふうにも思いますけれども、その部分が、少し効果が見えにくい部分も一定あるのかなというふうにも思いますので、その部分は、しっかりとどういったものが効果があって、次に、別の形で何かしら効果を有するものはないかというのを検証していく段階にもあるのではないかなと。

とりわけ、国のほうにおきましても、ライフデザインなどの関係で、今の若い方々が結婚だとか子育てとかのイメージをなかなか持ちにくいという話も出てきたりしておりますので、それに関しての報告書なども、この夏に出てきているところです。

そういったところも踏まえながら、我々としてどういったことができるかということは今後もよく研究していきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○下山健康福祉部長 すみません。続きまして、なかなか大変難しい質問をいただいたと思っております。

お答えするのもおこがましいのですけれども、いましばらく施策をやってきた所管として申し上げますと、やはり全ての施策はそうなんですけれども、この施策を講じたからこの評価が実現したとかいう因果関係というのを考えるのは非常に難しいことでございまして、とりわけこの少子化対策、合計特殊出生率の上下に何が寄与したのかというのは、非常になかなか証明しがたい部分ではないかなと思います。

一般的には、子育てしやすい環境というか、お金を給付すればとか、保育料を軽減すれば、いろんなその諸施策、お金をかければかけるだけ、決して悪くはないというか、プラスに転じるのは間違いないことだと思います。

ただ、特にどれがとか、決定的にこれだというのが非常に難しいのかなというふうに思っておりますが、一つは、いろいろさっき課長が申しあげましたように、今回の計画の中でいろんな取組をやっていると思っておりますので、団体の意見とか、あと専門家の御意見も、いろんな諸研究をされている先行研究などございますので、そういったものも見ながら、どういったものが自治体としてやるのにふさわしいか、もちろん事業者としてやる部分、市町村がやる部分、県がやる部分、いろいろな人が総力で実現していくべきことでありますので、行政としてどのようなことをやっていくべきかというのを考えていきたいなと思っております。

結婚する、出産するという価値観、さっきおっしゃったように、啓発は非常に有効なのではないかというふうなお話がありましたが、私もそれは思ひまして、今まで国策で子

供を増やしていく時期もあれば、国によってはそこを制限していたところもあるという、どのような社会を国がつくっていくかというところに、かなりそういうインセンティブが、今まで我々、人類というか、そんな大きい話じゃないですけどもあったと思います。

そういう意味で、個人の尊厳というものも大事にしながら、どのような家庭をつくり、自己実現をしていきたいかというような、教育の部分も含めまして、価値観を、やはり家族を持つことの何かすばらしさとか、子供を持つことのすばらしさというようなところをしっかりと認識していただけるように、教育も含めて啓発をしていくというのは非常に大事なのではないかなというふうに思っております。

その中で、いろいろ行政としての、育児休業等の制度もそうですけれども、制度としてそこを整えていきながら、啓発されたその気持ちりがきちんと実現できるような環境づくりというのを併せてやっていくという意識づくりと環境づくりを両方やっていくということが大事ではないかなと思います。

もちろん、熊本で子供が増えても、例えば、東京で極端に減っていけば、自然増が一部地域で起こったとしても、また、社会増減によって、全体の話としては、なかなか思うようにいかない部分もございますので、この少子化の流れをどのように考えるかというのは、さっきおっしゃいました、ある程度減っていく前提で社会のデザインを考えていかなければならないんじゃないかというお話もありましたが、そこも恐らく見据えながら、今後、人口は、子供だけではなくて高齢者も減っていく時期が来ると思いますので、その人口減の中で社会が回っていける体制を一方で考えていくということが必要なのではないかなと思っております。

すみません、ちょっと答えになっておりま

せんけれども、今のような形で、当面、この今回の計画も含めましてつくっているところでございます。

○松田三郎委員 質問したほうが、ちょっとざっとした質問でしたので、非常に答えにくかったんだろうと思っております。

部長がおっしゃったように、なかなか因果関係、これをやったから増えたというのは、確かに、おっしゃるとおり、なかなか明確にならない部分もあるだろう。だからこそ、小さいとは言いませんけれども、いろいろ少しでも直接間接有効だと思うのを積み上げて、やっぱり少しでもその数が減らないようにという方向性が一番現実的なんだろうと思っております。

ここから先は要望ですが、ただ、数の話だけするならば、合計特殊出生率、私は、過疎地とか田舎のほうは分母が小さいですから、1人、2人例年よりも多く生まれると、どおんと上がって、全国で、例えば私が住む錦町が9位だったとか、次の次がばあっと下がってしまう。だから、市町村の首長さんたちは、その率もさることながら、実際の数をしっかり、ある意味では高齢者、中堅、壮年、バランスよくそういう比率になればなという話をなさっておられます。

ついでに、数だけの話をしますと、国は、恐らく少しでも子供さんが生まれる状況ならば、どこに住んでようがよいと。じゃあ熊本県にとってはどうかというと、熊本県内の市町村、どこで生まれても住んでくれればよい。ただ、市町村側からすると、せっかくお金をかけて少子化対策をして、そこそこ産んでもらうようになりました、子育て支援をして、そこそこ定住、いてくれるように感謝をされるようになりました、ただ、中学卒業と同時に、進学のため、就職のためで市町村外に行ってしまう、地域外に行ってしまう、あるいは県で言うなら県外に行ってしまうとな

ると、それだけ子供のためにやってきたのに、さっき言いましたように、納税者として、あるいは消費者として、また社会保障の担い手として、ある意味期待してお金をかけていたけれども、肝腎なときにいなくなってしまったということになると、口に出してはおっしゃいませんが、なかなか身が入らない部分もあるのかなあと推測します。

ですから、健福だけではなくて、これは、今、例えば、マッチングぐらいから結婚、妊娠、出産と、ある程度のシームレスで支援をしますというのは健福おっしゃっているわけですが、その後の働き口、雇用であるとか進学先であるとか、そういうところで、これは違う部署になる、ある程度見てもらって、これが移住、定住も含めてでしようけれども、流出せずに地元にとどまってもらうということもある意味射程に入れておかないと、少子化の率は下がりました、数も増えました、でも、みんな出ていってしまいましたじゃあ、なかなか国の思惑と県の思惑と市町村で、やっぱり違ってくる可能性が今後ますますあるのかなあと思いますので、できるだけ——私、寄り添うということはあまり好きじゃありませんが、この問題、市町村に寄り添っていただいて、県のほうは、引き続き少しでも効果のある政策を積み上げていくということを継続していただきたいと思います。長くなりました。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで審査を終了します。

次回の第4回委員会は、10月21日月曜日午前10時から開会し、午前に環境生活部、午後から商工労働部及び観光文化部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

たします。

それでは、これもちまして本日の委員会は閉会します。

午後2時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長